

## 鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和5年12月12日（火曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後3時35分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 星見 健蔵 副委員長 秋山 智博 委員 玉木 裕一 坂根 政代 谷口 明子 委員 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局次長 植田光一 局長補佐 毛利元		
出席説明員	<p><b>【福祉部】</b></p> 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 山根 径 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課課長 橋本 涉 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課鳥取中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 栢谷 承文 生活福祉課課長補佐 田中 直美 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 保険年金課医療費適正化推進室長 光浪佐紀子		
	<p><b>【健康こども部】</b></p> 健康こども部長 橋本 浩之 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭相談センター所長 森田 誠一 こども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 健康こども部統括保健師 中林 琴美 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課参事 谷口 和子 保健医療課課長補佐 竹内 大 健康・子育て推進課長 西尾 靖子 健康・子育て推進課健診推進室長 小森 里美 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚 生活安全課長 森原 秀雄 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		

	<p><b>【市立病院】</b>                  病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹                  事務局次長兼総務課長 松田 真治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲                  事務局総務課課長補佐 谷口 賢司</p>
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時59分 開会

- ◆**星見健蔵委員長** 皆さんおはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、市立病院のその他の報告、続いて福祉部の議案説明、陳情審査、最後に健康こども部の議案説明、陳情審査という流れとしておりますのでよろしくお願ひします。

**【市立病院】**

- ◆**星見健蔵委員長** それでは市立病院のその他の報告に入ります前に、平野病院事業管理者より御挨拶をお願いいたします。平野管理者。

- 平野文弘病院事業管理者** おはようございます。市立病院でございます。貴重なお時間をいただき、誠にありがたく思っております。市立病院からその他の報告ということで鳥取市病院事業会計資本金の減少についてということでお時間をいただくこととなります。お手元に福祉保健委員会資料12月12日鳥取市立病院と右肩にプリントアウトしてあるものがあるかと思ひます。これの一番最後にスケジュールを書いておりますけど、この案件、2月定例市議会のほうに議案として提案することになろうかと思ひます。その事前準備といたしまして、今日、皆様に市立病院の考え方を御説明しておきたいということでございます。よろしくお願ひいたします。説明に当たっては小林副院長のほうからさせていただきます。

**鳥取市病院事業会計資本金の額の減少について（説明）**

- ◆**星見健蔵委員長** それではその他の報告に入ります。鳥取市病院事業会計資本金の額の減少についての説明を執行部お願ひいたします。小林副院長。

- 小林俊樹副院長兼事務局長** はい。副院長小林です。先ほど管理者が申しましたこの資料で説明をさせていただきたいと思ひます。まず、タイトルで鳥取市病院事業会計資本金の額の減少についてということでちょっと分かりにくいタイトルになっておりますけども、地方公営企業法上の手続の言葉になりますので御理解いただきたいと思ひます。それで、この今回説明する会計上の処理なんですけども、通常はあまり行わない会計処理なんですけども、どうしても今年度行いたいという市立病院の考え方がありまして、本日説明させていただくというものです。

まず1番目、資本金の額の減少を実施しようとする背景。資本金の額の減少というのは、株式会社等で一般的によく株式を増資するとか、減資というような表現で言われています。減資

という資本金を減らすという手続になります。その背景ですけれども、鳥取市病院事業会計では財務諸表、損益計算書とか、貸借対照表になるんですけども、その中で資本金と繰越欠損金、これまでの赤字の累計額ですけども、その両方が非常に大きな金額となっております、病院の実際の経営状況が分かりにくい状況となっております。これを解消できないかということで考えたものであります。

それで、2番目で資本金と繰越欠損金が多額になっている要因ということで、少し説明させていただいていますが、1番、資本金ですけれども、資本金というのは一般的に会社を立ち上げるときに必要となる設備投資に必要な資金とか、それから利益が出るまでの当面の運転資金をまず準備をして会社を立ち上げるということになりまして、一般的には会社をつくらうとする設立者が出資するもの、それから株式等で賛同いただける方から出資を受けてというようなことで、そういうお金をまずつくりまして事業をスタートするという形になります。

それで、公営企業会計の場合はちょっとそこが違っていて、建物を建てる時に公営企業債を借り入れて、借入金で借り入れておりまして、それで、その借金を30年間ぐらいにわたって返済していくんですけども、その返済に当たって総務省が繰出基準というのを定めていまして、市が返済額の3分の2とか、2分の1を毎年繰り出しているんです。それをずっと累計して足し上げていくというのが資本金という扱いになっていまして、市は病院事業に対し出資者みたいな扱いで、出資なんですけども、それを最初にどんと資本金で積み上げるのではなくて、借金を返済するに当たって毎年毎年出してくれるというような形になっていまして、なので、資本金が毎年毎年増えるというような、そういう経営方式になってきます。

ですので、その累計が令和4年度末で149億を超えるような額になっていまして、今も毎年5億円程度増加しているということで、どんどん増えて結構大きな額になっています。先ほど言いましたように資本金というのは、事業を始めるためのお金ですので、実際は病院の土地や建物に変わってしまっていて現金として残っているものではないということになります。

それで、2番目の繰越欠損金ですけれども、こちらは単純に毎年の損益計算の中の黒字であればプラスの額になりますし、赤字であればマイナスの額ということで、それをずっと累計してきました、それが病院としては赤字になっていると。それで、令和元年度末がこれまでの最大で約107億円の赤字になっていましたけども、2年、3年、4年とコロナ関連の補助金をたくさん頂きましたので黒字が続きました、令和4年度末では90億5,000万円程度の赤字になっているという状況になります。

ただ、こちらの赤字のほうも、90億の赤字ってものすごい赤字に見えるんですけども、お金がなくてそれをどこから借り入れて苦しい運営をしているということではなくて、実際に積み上がっている赤字のほとんどは減価償却費というものになります。減価償却費、例えば建物を100億で建てました。それを30年で償還するということになると、耐用年数が30年ということになると100億を30年で分割して毎年毎年その30分の1を経費として計上するということになりますけれども、実際のお金は建物を建てたときに全部払い込んでいますので、現金は出ていかない。計算上、支出という数字として積み上がっていくものということなので実際90億5,000万の累計をすると繰越欠損金ということになりますけども、実際にお金がなくて困

っているわけではないというような数字になります。この資本金と繰越欠損金という、その2つがどちらも大きな金額になっていて分かりにくい形になっています。

3番目でそれを改善するために実施しようとする内容ということになるんですけども、この資本金の149億1,200万円のうち、98億300万円余りを減資させていただきまして、減資をする、資本金を減らしたものが繰越利益剰余金という、過去の黒字というものに振り替えることができますので、その黒字をもって、これまでの累積欠損金90億5,300万を解消したいという考え方です。下に表を書いていますけども、令和4年度決算値ということで149億余りの資本金があります。その下に繰越欠損金が三角、マイナスの90億5,200万というのを書いていますけども、こういう状態を隣の欄の振替処理ということで資本金を98億減らす、繰越欠損金のところを98億の今度は繰越利益剰余金という形にするということで、この引き算をすると処理後という形で資本金は51億800万まで減少しまして、その代わり繰越欠損金が、赤字が解消されて逆に7億5,000万の黒字が、累積の黒字が残るというような会計処理を行いたいということになります。

1枚めくっていただきまして4番目の根拠法令というところなんですけども、こういうことができるのか、してもいいのかということになるんですけども、地方公営企業法の32条で剰余金の処分というものがありまして、これの第4項でアンダーラインを引いておりますけれども、4、資本金の額は議会の議決を経て減少することができるということになっています。でするので、病院が勝手に独自にすることはできないんですけども、議事に議案として提案をして御了解いただければこういう会計処理ができるということになっています。病院ができて公営企業になった頃にはできなかつたんですけども、平成24年に地方公営企業法が改正されておりまして、趣旨としてはできるだけ民間の企業会計の考え方に近づけるということで、こういう減資というものも認められたということで、その下に改正の際に国が想定される場合としてということで、①、②と書いてありますけども、これは従来から民間企業等では行うことはできたものですが、①が累積欠損金の増大を資本金の減少によって解消する、これが今、私が説明した内容になりますけども、これ一般的には企業で無償減資と言っておりまして、無償の意味はその現金の移動を伴わない減資、帳簿上だけの処理の減資ということになります。

もう1つ、2番目に事業規模の縮小により事業の一部を民間へ譲渡した場合の譲渡益を一般会計へ納付という、例えば病院の規模を縮小して土地が不要になったので売りましたと、その場合は現金ができるので、それが、市が出してくれたもので購入している分なので、そのお金を市に返しますというような、これは現金の移動が伴うので、これは有償減資というような言い方をします。こういう2つの場合があります、今回の場合、当院は特に事業の縮小とかそういうことは考えておりませんので、単純に帳簿上の処理ということで、①の処理を行いたいということでございます。それで、法令的にも議会の議決を得れば可能だということになります。

5番目ですけれども、実施した場合の影響ということで、今、言いましたように無償減資、現金の移動が伴いませんので直接的な財務上の影響はありませんけれども、財務諸表、損益計算書とか、貸借対照表から90億を越すような累積欠損金が消える、その代わりに資本金が減る

というような形になります。それで、一番思っておりますのが90億円の繰越欠損金というものが財務諸表に出てきますと相当経営が苦しくて事業運営ができない、できてないんじゃないかというような懸念をいつも持たれて、新しい議員さんが当選されるたびにそういう御質問も受けるようなことになっておりまして、ですので、例えば、公営企業特有の資本金が後から増えていくというような形でできているもの、それから普通の一般会計であれば減価償却という概念がないので、発生しない赤字というものでできているものということなので、一度それをリセットしたいというのが一番の考え方になります。

何で今、するのということを書いている6番目に書いていまして、今年度に減資しようとする理由ということで書いておりますけれども、今年度議会等でこれまでも説明させていただいておりますけれども、鳥取市立病院経営強化プランというのを策定する年度になっておりまして、5年度～9年度というプランをつくっていきます。その中で過去のこの大きな帳簿上の累積欠損金をある形でスタートするよりも、そのスタート時点で累積欠損金がないというような形でスタートしたほうがより病院の経営の実態が分かりやすくなるんじゃないかということを考えているということが1点です。

それから、ただ、これをやるときに帳簿上だけ見栄えをよくしても、実際の病院の経営ができるような現金がない状態であまりやるべきではないと考えておりましたけれども、先ほどもちょっと説明しました令和2年度～4年度、この3年間コロナの関連である程度大きな補助金もいただきまして、当面運営に必要な金額20億と考えていましたけれども、それ上回って今、24億円という現金を持ち合わせていますので、今は過去の赤字を消しても病院としては健全な状態ということが言えるので、タイミングとしてもいいんじゃないかというふうに思っています。それからここ3年間黒字が続きましたけれども、結果的に削減できた累積欠損金って16億8,000万ということで107億が90億になったんですけれども、今回のようなイレギュラーな形がなくて、通常の運営をして仮に毎年1億の黒字を出したとしても、この90億というのは解消できるような数字じゃないということが明らかですので、これをこれ以上引きずっている意味もないのではないかと考えております。

それから今、累積欠損金90億で24億円の現金を持ち合わせているんですけども、本当に90億の赤字を解消した場合には現金残高115億円というようなことになってくるんですけど、病院の運営にそれだけのお金を持つ必要もありませんので、そういう意味でも解消していいんじゃないかというふうに思います。あと、最後に多額の繰越欠損金を抱えたままであると将来、市立病院建て替え等が必要になるときに、建て替えが困難になる可能性があるというふうに書いておりますけれども、あと20年ぐらいは今の建物を使っていくつもりで当面の話ではないんですけれども、やはり病院を建て替えるときにこの累積欠損金の扱いということが大きな200億ぐらいの借入れをするときにネックになるので、そのときに多分こういう減資の処理をやって繰越欠損金を解消するとかいうことが必要になってくると思います。そうじゃないと一般的に民間で100億も赤字があるような企業にお金を貸してくれることはありません。そういう財務処理は、いずれは必要になるということで、そうであるならばこのタイミングでさせていただいて、来年度以降の経営状況で本当の病院の実態が分かるような形にさせていただくというふ

うに思っています。

次の右側に行きまして減資しようとする額（見込）と書いておりますけれども、赤字を解消するだけであれば令和4年度までの繰越欠損金90億5,300万を、資本金を減らせばプラスマイナスゼロになるんですけども、今、策定中の経営強化プランの中ではどうしてもすぐ黒字にできないということがありまして、見込みとしては最終年度の令和9年に何とか黒字、プラスマイナスゼロのような形に持っていきたいという収支計画になるんじゃないかと思っております。プランの黒字になるまで出てくるということが想定される赤字についてもあらかじめ資本金を取り崩しておいて、プランの最終年度で、新たな繰越欠損金が発生するようであればプランどおりにいかなかったということが明らかになりますし、そこでプラスが残ればプランがプラン以上によくいったというような形が見えるようになりますので、それを想定してプランの最終年度を見込んで、あらかじめ7億5,000万円の赤字が出るかもしれないというのを担保しておきたいということで98億300万円取り崩していただければどうかというふうに考えております。

（3）番目で概要図ということで書いておりますけれども、右側の減資後貸借対照表というのが、これが一般的な貸借対照表になります。資産に対して負債と資本金と剰余金でバランスをしている、バランスシートとも言います。負債というのは借金みたいに見えますけども、今後支払っていく、多額の借入れをしていますけども、今後支払っていくようなその返済財源ですね、そういうもの、これから支払いに充てるようなお金というのが負債のところにありますので、そういう負債と資本金でこれまで積み上げてきた資産を維持できるっていうか、お金払っている分とこれから払う分でバランスしているというふうなことが普通なんですけれども、今の現状は左側のようになっていて、負債と資本金とそれからこれから払うべき貯えているお金のほうが資産より多くて、その代わり累積欠損金が90億あるというようなことで、この90億を資本金から減らすとこの欠損金が消えて右側のような通常の貸借対照表、バランスシートになるということで、右左、貸方、借方両方とも同じ額を減らすと右のような健全なバランスシートになるということでこういう処理をさせていただきたいという、こういうイメージを持っていただければというふうに思います。

（4）番目ですけれども、他病院事業の減資例ということで、こういうことを実際にやっているところがあるのかということで幾つか探してみましたけれども、この4つぐらいが通常の病院運営をそのまま続ける中での減資ということで見つかりましたので提示をしております。まず一番左側、島根県立中央病院ということで、令和3年度に実施をしておられまして資本金262億3,800万で、繰越欠損金がこの時点で253億4,100万円ありましてということで、その中で243億9,300万を振り替えて資本金を18億4,500万だけにして、これでも欠損金は消し切れず9億4,800万の赤字が残っているというようなことでございますけれども、島根県立病院はなぜが資本金に土地代だけは残したいと思われたようで、土地代だけの額を資本金に残してそれ以外は全部取り崩したというような処理をされています。

隣の富山県の射水市民病院ですけれども、これは資本金が46億800万円のところで、既に繰越欠損金のほうが超えていまして51億6,700万ということで全額、資本金を取り崩して赤字を消し

て、なお、5億5,900万の赤字が残ったというような処理をされています。その次、北海道の江別市立病院ですけれども、こちらは109億2,000万ですか、これを同じように累積赤字のほが多くて全部取り崩して、なお8億6,600万の赤字が残っているというような状況。それから大阪の枚方市立病院が83億7,600万のうち、83億4,800万を取り崩して、ここは赤字が消えて資本金が1,000万残りましたというようなことで、やっている事例はかなり繰越欠損金がいま資本金を超えるぐらいの多額になっていて、もうどうにもならないかなってというような状況でやっておられるという事例が多いんですけども、当院の場合はまだこの処理をやっても資本金が51億円残りますので、それから今後も病院事業債の返済が続くので資本金もまだ増えていくというような状況もありますので、この4例に比べれば健全な状態で資本金の取崩しに踏み込むという考え方になるかなというふうに思います。これ以外にも指定管理者に出すために、この処理をして債務を消して民間企業に経営を委ねたとか、あとは病院を建て替える段階で過去の負債を消し去って建て替えるためにやりましたとか、そういう事例もありますけれども、そういうようなことで全然行われていないことではなくて行われているという状況がありますので、当院としてはこの時期今年度やりたいという思いがありまして最後の今後のスケジュールになりますけれども、2月市議会定例会で減資の議案を提出させていただきまして、できれば先議で議決を受けさせていただいて、その後議決を受ける6年の当初予算とか、5年度の決算とかそういうものに減資を反映した形で処理をさせていただければというふうに思っています。

ですので、病院の経営実態が変わるわけではなく、今は経営できる状態でありますので、その段階できれいにして今後、赤字が、繰越しの欠損金ができるようであればあんまり頑張っていないんだなということを議員さん方もぱっと見て分かっていただけたと思いますので、そういう形で処理をさせていただきたいということです。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。坂根です。このページです。ページ番号が1、2、3ページ、打っていないでごめんなさい。3ページだとさせていただきます。まず1つ、(3)の概要図のところをちょっと確認させていただきたいと思います。減資後の貸借対照表というところで、資産は病院の建物であるとか、機器であるとか、そういったものの総額だというふうに思ったらよろしいでしょうか。そして、負債は分かりました。資本金というのは1ページ目にあります(1)の資本金のところ、国の繰出基準に基づいて繰り出した支出金を足し上げたものと、こういう見方、そして利益余剰金の750というのが実際の計画案で想定する純損益という、こういう見方だということの理解でよろしいでしょうか。まず1点目そこです。

◆**星見健蔵委員長** 小林副院長。

○**小林俊樹副院長兼事務局長** はい。副院長小林です。まず、資産ですけれども、どういうものがあるかという病院の決算書を見ながら説明をさせていただきますけれども、まず、1つに固定資産というものがあって、土地それから建物、機械備品、車両それから構築物、機械装置というものです、こういうもの、それから無形固定資産といまして、電話の加入権とか、

ソフトウェアの権利のあるもの、それからその他の資産ということで、医師奨学金で医師に貸し付けている金額とか、そういうものの合計が資産というものになってきます。これ今、固定資産です。あと、流動資産というものもありまして、この中には現金とか、それから決算時に2か月遅れで入ってくるという関係で診療報酬とかが15億ぐらい入っていますけど、そういう今後入る予定である報酬というものです。それから薬とか材料とかの貯蔵品、病院の中で買ったけど置いてあるものとか、そういうものを資産評価したもの、そういう全部を合計したものが資産という欄になってきます。

それからあと、資本金のほうですけれども、先ほど言いましたように市から出資を受けたもの、まずは保有資本といって新しい病院を建てたときに既にあって引き継いだ資本というもの、固定資産というのが若干あって、この資本金が4,000万ほどしかないんですけども、それがありまして、残りは繰入資本金ということで現状であれば148億ぐらいが市からずっと借金の返済に併せて出資を受けたものということになります。ですので、この繰入資本というものを減らしたいということで、市のほうもお金をずっと出していますけども、現金としては出してしまったもので、この資本金というのは企業でもそうなんですけども、返済を要しないお金という考え方ですね。だから一度資本金として出したものについては返済する必要がない、借金ではないということなので、これは市のほうも出したからには返済してもらえないお金ということになりますので、相殺しても影響がないものになってきます。それが資本金ということですね。

それから利益剰余金ですけれども、令和4年～7年経営改革プラン、ここは今後詰めていくので変わる可能性もあります。今の想定ですけれども、4年間で7億5,000万円ぐらいの赤字がちょっと許容しないと経営改善できないんじゃないかということで、それを見込んだ額ということになります。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。それでは2点目の経営強化プランで想定する純損益計というところの話で下に表がありますよね。例えばR4というのはコロナの関係で利益が黒字だったという額だったと思います。R5年はそのコロナの補助金がなくなったから多分これぐらいの赤字が出るんだろうというそういう見込み。R6年というのは、今、病床の改修ですか、そういったものがあるので多少病床数が減るということでの見込み、R7年はこの経営強化プランで病床もきれいになったのでより収益を上げたいというところを持って落としている。そして、R8年からよりその赤字率を減らすために頑張っていくというところで、そういう見込みということで立てられたという理解でよろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 小林副院長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 はい。副院長小林です。令和4年は確定値ですので実際5億9,500万円の黒字が出ていると。それで、令和5年につきましては10月まで額は減りましたが、補助金が入ってまして、昨年までは11億ぐらい入っていたんですけども、今年度は2億円ぐらいになるかもしれないんですけども、取りあえず2億円ぐらいの黒字が入っている、それと収益を上げることで1億円ぐらい改善したいというようなことで、この補助金が減った分と収益が改善される分ということで何とか2億円台の赤字でとどめられないかなということでの数



字になります。それで、令和6年一番大きく増えているのは2億円の補助金がなくなるということがありますので、それを足すと4億3,300万という数字が令和5年を前提にするとひとり出てくるんですけども、それから幾分かは収益改善を図ってこの程度の赤字に収められないかということになります。

それで、令和7年度についてです。そこからは少し病院事業の建物本体の借金が減っていくということがあって、令和6年度で終了する償還とか、それがそうですね、3億、4億ぐらい減るので、その利息というようなものが減って利息が損益にそのまま影響してきますので、そういうものが減ることを見込むのと1億円ぐらいの改善を頑張っていきたいというようなことで1億2,200万円ということにしています。8年度についても7年度に償還なくなる病院事業債とかもありますので、そういうものの利息が減っていくことと、同じように1億円ぐらいの改善を目指してくというような前提に立つとこういう形が成り立って、6年、7年と借金の返済も減る、それから毎年1億の改善が続けられれば8年でかなり収支均衡に近づく9年が何とか黒字を出さないと、そういうような見込み方をしているというものでございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。もう1点ですが、今回のようにその資本金の額の減少についてということで、経理上の変更を行うというこういう提案ですが、これはまた何年か先にはこういったことが出てくるのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 小林副院長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 はい。副院長小林です。基本的にはそんなにやるものではないというふうに思っています。やはり幾ら実態としてはないと言いながら、実際、市に出資をしてもらっている資本金ですので、むやみやたらに病院の経営がうまくいかないからやるものでもないですし、1つ、私自身考えているのはやはり20億ぐらいの現金というものを持って今後の運営に当たらなければ経営としてはうまくいってないということになりますね。次にもし減資をしようという状態になると繰越欠損金がかかなり増えている、だから繰越欠損金が10億ということになっていけば現金も10億まで減らないにしても6億とか7億減っているということになるんですね。だから、それであると健全ではないので、あまり健全ではない中でむやみやたらに資本金を減らしていくということもあんまり意味がない。経営の実態に合わせるように見えるようにやりたいという趣旨で今回提案させていただくので、今度は経営の悪さを隠すような処理になっていくので、そこはできれば避けたい、その10年スパンでやるべき話じゃないのかなと思ってる。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほかございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 企業債の償還に充てる5億円の扱いというのはどうなるんですか。

◆星見健蔵委員長 小林副院長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 はい。副院長小林です。毎年来る5億円、これをどうするかということですかね。市からもらう5億円は出資金で、扱いとしては変わりませんので、会計処理としては資本金に積まなければいけないということになりますので、建物とか土地に関する起

債の償還が続いている間は市からもらっている分については資本金に足します。だから、資本金はまた増えていくということになります。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、よろしいですか。玉木委員。

◆**玉木裕一委員** はい。これ、もともとが、数字の決算が分かりにくくなるというような説明でしたけれども、今までのこの赤字を、90億円積んできた赤字が実際にあるわけで、病院経営としても公の福祉の提供としては病院も大事なんですけども、実際に経営としては90億円の赤字があるということは事実であって、このうち、減価償却が幾らぐらい、今、されとるんかちょっと分かりませんが、そこも伺いたいんですけども、誰にとっても、これ分かりやすいというのは、市民は今までの累積の赤字があったほうが実は病院ってこれぐらいお金かかっているんだってというのが、市民からしたらそっちのほうが丁寧で分かりやすいかもしれないというのちょっと感じたところでありまして、今後この減資をこのタイミングでされるというのが、その先には病院の経営を指定管理に出されるような思いがあるとか、民間に移譲していくような考えもあるのかなと、そういったような思いも含めてやられたのかなということをもた伺いたいということ、その2点ですかね。ちょっとお答えをお願いします。

◆**星見健蔵委員長** 小林副院長。

○**小林俊樹副院長兼事務局長** はい。副院長小林です。まず1点目の赤字をはっきり出しておいたほうが市民にとって分かりやすいんじゃないかという御意見についてですけども、確かにそういう考え方もあるんですけども、ただ、現実的にこの病院の経営に関わっていて、この90億の赤字というのはやっぱりあることでうまくいってないと思われる方が多いという現実があるんですね。それと医師に経営状況の説明をして頑張らましようという中でも、医師もそうですし、今の職員にしてみれば自分たちがつくった赤字でもないものを、要するに帳簿上積み上がっている、ある意味、公立病院であるがゆえに民間病院だどこまでの立派な病院の建物を建てないわけですね。それを公立病院であるからということで立派な建物を建てる、それから収益性が確保できなくてもいいから地域に必要な医療機器は買うんだとか、そういうようなもので積み上がっている赤字、減価償却が大きいというのもそういうことなんですけれども、だから、経営という面だけに関していえば身の丈に合わない立派な建物や立派な医療機器を持ち過ぎているから、減価償却が赤字になるんですけども、それっていうのは逆に市民のためにはなっているんですけども、そこを、ただ、数字だけを捉えると反対に思われる、赤字がこんなにあるならこんな建物維持せんでもいいがとか、医療機器買わんでも縮小していけばいいがとか、そういうふうになってしまう。それから職員のモチベーションも上がらないということもあるので、私としてはもう先も短い身なので自分たちがつくった赤字はきれいに責任を取ってリセットして、ここから先は今いる人たちが、赤が出れば自分たちがつくった赤字だし、自分が頑張らなかつた結果なんだよというようなことにしたいということで、90億の赤字を持った病院がある必要があるのかということよりも、病院がやっていける経営状態なんだということを明示したほうがいいんじゃないのというのが私の考え方ということになります。それから2点目はなんでしたっけ。

◆**星見健蔵委員長** 委託。

○小林俊樹副院長兼事務局長 委託ですか。その民間委託とか、譲渡とかそういうことは考えていません。先ほど言いましたけれども、以前もお話ししましたが、やはりこの地域東部に二次医療圏において2040年までは、団塊の世代の方々が後期高齢者になって診療を要する人口というのが減らないんですね、だから、ここで1つの病院を減らしてしまうと地域が困ることになりますので、維持していかなくちゃいけない。その前提として、20億程度の現金を持っている状態であれば、あんまり誰にも迷惑をかけないで地域に医療を提供できるので、そういう状況に今あるからこれをやるということなので、指定管理者とか、考える必要が今はないというふうに思っております。だから、先ほど坂根委員から質問がありましたけど、次にまた、やることがあるんですかという、次にこの処理をやらなければいけないような事態が生じれば、そういうことを考えなくちゃいけないと思いますが、今は、それは必要ないというふうに思っています。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。それでは以上で市立病院を終了します。大変お疲れさまでした。

#### 【福祉部】

◆星見健蔵委員長 それでは引き続き福祉部に入ります。議案説明に入ります前に、藏増福祉部長より御挨拶をお願いします。藏増部長。

○藏増祐子福祉部長 はい。福祉部の藏増でございます。本日はよろしくお願ひいたします。議案の概要について御説明申し上げます。今定例会に提出させていただいております福祉部に係る議案は7件でございます。議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算の福祉部の所管に属する部分といたしましては、総額2億5,420万4,000円の増額補正を計上させていただいております。主な内容といたしましては、社会福祉施設改修事業費として3,296万3,000円、高齢者施設、障がい者施設等の光熱費増額分の支援といたしまして2,314万9,000円、小児特別医療費助成といたしまして1億1,915万円を計上させていただいております。また、債務負担行為といたしまして、生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業及び被保護者就労準備支援事業につきまして、年度替わりに切れ目のない支援ができますように提案をさせていただいております。

議案第141号令和5年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算は、保険給付費の実績見込みなどに基づくものでございまして、総額4億299万3,000円の増額補正となっております。議案第142号令和5年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算は、令和6年4月の介護報酬改定に伴うシステム改修など総額1,592万6,000円の増額補正を計上させていただいております。議案第145号令和5年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算は、人件費の実績見込みに基づきものでございまして、総額58万4,000円の増額補正でございます。議案第161号～163号は鳥取市高齢者福祉施設と鳥取市障害者福祉センター、鳥取市湯谷荘について指定管理者を指定させていただくものでございます。

次にその他の報告といたしまして5件報告をさせていただきます。既に情報の提供をさせていただいております鹿野町居宅介護支援事業所への行政処分についてとマイナンバー情報総点

検の対応状況についてと、また、高齢者、障がい者、国民健康保険に係る計画の策定について、それぞれ報告をさせていただきます。詳細につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）**

◆**星見健蔵委員長** それでは議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての説明を執行部お願いいたします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。私のほうからはこの12月議会で提案させていただいております中で、福祉部共通する事項といたしまして、職員費の補正予算を計上させていただいております。資料のほうは、本日、委員会資料として横長資料1のほうになります。こちらのほうはぐっていただきまして、4ページからが歳出のほうの説明になっております。御覧いただきますと内容のところで職員費というのがそれぞれ事業ごとに記載がございます。職員費の主な理由といたしましては、人事院勧告を踏まえました正職員の給与改定、あるいは会計年度任用職員の給与の改定、また、人事異動に伴います職員の入替わりにより増減、あるいは時間外の実績見込み、こういったものを踏まえてそれぞれ職員費のほうの補正予算を、要求をさせていただいております。私のほうからは簡単ですけど、以上です。

◆**星見健蔵委員長** 山形室長。

○**山形孝史地域福祉課指導監査室長** 指導監査室としては来年度の報酬改定に伴いまして、各種システムの改修費の補正を組ませていただいております。事業別概要書23ページの上段を御覧いただけたらというふうに思います。福祉事業所指導監督事業費を見ていただきますと、今回のシステムの改修の背景につきましては、令和6年4月に3年に一度の定期的な介護報酬及び障害福祉サービス等の報酬改定が行われる予定となっております。各種報酬改定に伴い、対象システム改修を行うことで適切な事業者管理業務及び事務の実施を図ることを目的としております。

事業内容につきましては、介護保険指定事業者等管理システム改修費225万5,000円、障害福祉サービス指定事業者等管理システム改修250万9,000円、障害児施設指定管理システム改修91万5,000円ということになっております。これ以外に歳出の決算見込みによる人件費2万1,000円の増といたしまして、この事業の増額が570万円となっております。財源につきましては、介護保険システムでは、国からの国庫補助金の介護保険事業費補助金が補助率2分の1の112万7,000円、障害者のシステム改修につきましては、障害者自立支援事業費補助金は、同様に補助率2分の1の171万1,000円ということで、2分の1財源充当とすることになっております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 橋本次長。

○**橋本 渉長寿社会課長** はい。長寿社会課橋本です。長寿社会課所管分の説明させていただきます。引き続き事業概要書23ページの下段からになります。社会福祉施設改修事業費でございます。総額3,296万3,000円の補正を計上させていただいております。内訳ですけども、まずは施設の改修が2件ございます。1件目は介護老人保健施設やすらぎ、こちらの非常用発電機

でございます。こちら故障箇所多数によりまして、緊急に発電機の更新が必要というふうに判断させていただきましたので、2,633万7,000円を計上させていただいております。もう1件でございます。養護老人ホームなごみ苑でございます。男性の浴槽のろ過タンクの更新、こちら数年前から水漏れで応急処置等対応しておりましたけども、更新がいよいよ必要となったということで159万5,000円計上させていただきます。以上2件の施設改修で2,793万2,000円の補正となります。

併せましてもう1件でございます。指定管理施設の電気・ガス等の経費支援、こちら地方創生臨時交付金活用事業でございます。指定管理施設に対する電気代、ガス代、灯油代等の高騰による分の支援ということでございます。こちらと同じく介護老人保健施設やすらぎに対しまして、電気、ガス、灯油の分の支援ということで503万1,000円を計上させていただいております。合わせまして3,296万3,000円の補正計上ということになります。財源につきましては、この電気・ガス等の支援につきましては、地方創生臨時交付金を活用させていただいております。

施設改修につきましては、社会福祉施設整備事業債2,750万、一般財源43万2,000円となっております。次のページになります。事業別概要書24ページの上段になります。養護老人ホーム入所事業費でございます。こちらのほうの施設管理運営委託費のうちの民間施設給与等改善費の加算の部分、こちらの実績見込みに伴う増減としまして381万円を計上させていただいております。それから併せまして、なごみ苑のほうも指定管理施設でございますので、電気・ガス等の経費の支援をさせていただきます。なごみ苑につきましては、電気代とガス代、合わせまして570万1,000円の支援をさせていただきたいと思っております。合計951万1,000円の補正ということになります。

続きまして、概要書24ページの下段から26ページの下段まで合計5件ありますけども、こちら5件全て指定管理施設に対する電気・ガス等の経費支援、地方創生臨時交付金活用事業となります。順次、説明をさせていただきます。まず、24ページの下段、老人福祉センター運営費でございます。こちらにつきましては佐治町の老人福祉センターに対しまして、電気代の支援ということで9万3,000円、鹿野町老人福祉センター、こちらのほうは電気代と重油代の支援ということで41万1,000円、合わせまして50万4,000円を計上させていただいております。25ページの上段です。青谷町高齢者生活福祉センターやすらぎ管理運営費でございます。こちらのほうは電気代のみですけども、26万7,000円を計上させていただいております。25ページの下段、総合福祉センター管理運営費、さざんか会館と高齢者福祉センターになります。こちらのほうは電気代及びガス代の支援ということで271万2,000円を計上させていただきます。

めぐりまして26ページの上段になります。砂丘ふれあい会館管理費、砂丘ふれあい会館と福部ほっとスイミングプールへの支援となります。こちらは電気代、ガス代、灯油代、合わせまして579万7,000円を計上させていただいております。最後になります。26ページ下段になります。湯谷荘管理費でございます。こちらのほうも電気代と灯油代の支援ということで、73万4,000円を計上させていただいております。以上、指定管理施設への電気・ガス経費支援、財源は地方創生臨時交付金でございます。長寿社会課以上です。

◆星見健蔵委員長 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。続きまして障がい福祉課の所管、事業について御説明申し上げます。事業別概要は27ページ上段からお願いいたします。障害者福祉センター管理運営費でございます。240万3,000円の増額をお願いするものです。これも先ほどの長寿社会課の所管施設と同様でございます。指定管理者の施設でございますが、指定管理者が負担する施設管理費のうち、こちらは電気・ガスの光熱費高騰による増加分を市で支援を行おうというものです。財源も同様に地方創生臨時交付金で全額を賄うこととしております。

続きまして27ページ下段でございます。障害者自立支援法施行事務費でございます。729万7,000円の増額をお願いするものです。この事業は障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給決定及び請求に関する二次審査を円滑に行うためのシステムに関するものでございまして、先ほど指導監査室のほうでもございましたが、令和6年4月に予定されております3年に一度の障がい福祉サービスの報酬改定に対応するため、必要なシステム改修を行う経費となります。財源は国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金を2分の1充当することとしております。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 枘谷課長。

○枘谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枘谷です。それでは12月補正でお願いしております生活福祉課の債務負担行為について御説明をさせていただきます。事業別概要書に基づき説明をさせていただきます。77ページを開いていただけますでしょうか。生活保護世帯の子どもに対する学習支援事業費でございます。限度額は253万円、事業費の2分の1、126万5,000円は国庫補助を財源としております。この事業は生活保護世帯の児童生徒に対しまして、学習習慣の習得支援や学習指導、これを行うことによりまして学習意欲及び学力の向上を図るということを目的としております。事業の内容としましては事業者に委託しまして学習教室を市内に開設していただきまして、支援対象者に対し学習支援を行うものになります。これまでの取組としましては平成25年度からこの事業を実施しております。現在ではこども未来課及び中央人権福祉センターと共同で事業を実施しております。

平成30年度からは前年度の12月議会、こちらのほうにおきまして債務負担行為をお願いして切れ目のない事業を実施しているところでございます。今後の取組ですが、債務負担行為の議決をいただいた後、1月に公募型プロポーザルを実施しまして、2月に業者を選定、3月中・下旬から参加者を募集しまして、個別面談の上、4月からの支援を開始したいと考えております。

続きまして次のページ78ページでございます。被保護者就労準備支援事業費でございます。限度額は1,347万3,000円、事業費の3分の2、898万2,000円は国庫補助を財源としております。この事業につきましては被保護者の方に対しましてそれぞれ個別の状況に応じましてボランティア活動などの体験、職業訓練、就労体験等の就労支援を行いまして、就労に必要な基礎能力の習得から社会参加、就労に対する意欲の喚起を促しまして、生活保護からの自立を目指していただくということを目的としております。事業の内容としましては、就労意欲の喚起

から就労自立に至るまで個人個人のステージに応じた総合的な支援を事業者に委託して実施するものでございます。

これまでの取組としましては、先ほどの学習支援事業と同じく平成25年度からの事業でございまして、切れ目のない事業の実施を目的としまして債務負担行為の設定をお願いするものになります。令和2年度からは中央人権福祉センターと共同で事業を実施しております。今後の取組ですが、先ほどの学習支援事業と同様に議決をいただいた後は1月に公募型プロポーザル、2月に業者の選定、3月中・下旬から参加者の募集に入りまして、4月から支援を開始したいと考えております。生活福祉課は以上でございます。

◆星見健蔵分科会長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。私のほうからは事業別概要28ページの上段を御覧ください。重度障害者医療助成費について御説明をさせていただきます。重度障害者医療助成制度は障がいのある方が健康保険等で医療給付を受けられた場合の自己負担部分の一部を助成するものです。令和5年度は4月～10月までの実績に基づいて見込んだところ4億7,231万6,000円の見込みとなりまして、当初予算に対する不足額を要求させていただくものです。補正予算額915万2,000円の財源内訳は、県から457万6,000円、一般財源が457万6,000円となっております。

続いて同じページ下段の小児特別医療助成費について御説明をさせていただきます。小児特別医療助成制度は、18歳までの子供に対する医療費を助成しているものです。先ほどと同じく令和5年度の10月までの実績に基づいて見込んだところ7億1,407万4,000円の見込みとなりまして、当初予算に対する不足額を要求させていただくものです。補正予算額1億1,915万円の財源内訳は、県から5,957万5,000円、一般財源が5,957万5,000円となっております。

続いて29ページ上段のひとり親家庭医療助成費について御説明をさせていただきます。ひとり親家庭医療助成制度は所得税非課税の独り親世帯の親と子供、18歳までの子供ですが、これに対する医療費を助成しているものです。先ほどと同じく令和5年度10月までの実績に基づいて見込んだところ、8,276万4,000円の見込みとなりまして当初予算に対しての不足額を要求させていただくものです。補正予算額489万6,000円の財源内訳は県から244万8,000円、一般財源244万8,000円となっております。

続いて同ページ下段の未熟児養育医療助成費について御説明をさせていただきます。この制度は身体の発育が未熟なまま出生した乳児、出生時の体重が2,000g以下などですが、この場合に、医師が入院、養育を必要と認めて指定の医療機関で入院治療を行う場合に医療費の一部を公費負担で助成をする制度です。令和6年の4月から実施予定の小児医療費無償化に伴いまして、未熟児の入院、養育に対する一部負担金が日額、現在が1,200円なんですけど、これが無料になることでこれを管理している健康管理システムの改修が必要となったため、システム改修費を予算要求させていただくものです。補正予算額104万6,000円の財源内訳として県から52万2,000円、一般財源で52万4,000円となっております。福祉部一般会計の説明は以上です。

◆星見健蔵委員長 御説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委

員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

**議案第141号令和5年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（説明）**

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第141号令和5年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）につきまして説明をお願いいたします。

◆**星見健蔵委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。資料のほうは事業別概要の90ページ上段下段、それから資料1の12ページ～14ページを御覧ください。最初に事業別概要90ページのほうから御説明をさせていただきます。国民健康保険特別会計事業勘定は、国民健康保険の運営に関わる会計です。事業別概要90ページ上段の一般被保険者療養給付費、そして下段にあります一般被保険者高額療養費について併せて御説明をさせていただきます。被保険者は医療機関などで保険証を提示しますと、医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができます。療養給付費は法定割合によって保険者が負担をする部分を医療機関へ支払うための費用です。また、高額療養費は医療費の自己負担が高額になった際に、年齢や所得区分によって決められた自己負担限度額を超えた分を支給するものです。これらの令和5年度当初予算は令和4年度の当初予算額に被保険者数の減少であるとか、1人当たりの単価を踏まえて計上しておりましたが、これを超える実績が見込まれることから今回増額補正をするものです。

補正予算額は一般被保険者療養給付費の不足額として2億3,416万9,000円と、一般被保険者高額療養費の不足額として1億6,444万4,000円で、いずれも財源は全額県の普通交付金です。それで、このほか資料1のほうで国民健康保険に関わる職員の人件費について、人事院勧告を踏まえた補正予算がありまして、合計で3億9,908万2,000円の増額補正予算を計上しています。

続いて国民健康保険特別会計直診勘定について御説明をさせていただきます。資料は15ページ～16ページを御覧ください。直診勘定は佐治診療所の運営に関わる会計となっております。このたびの補正予算は診療所職員の人件費で人事院勧告を踏まえた増額など合計391万1,000円の増額補正予算を計上しております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

**議案第142号令和5年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（説明）**

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第142号令和5年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）について説明をお願いいたします。橋本次長。

○**橋本 渉次長兼長寿社会課長** 長寿社会課橋本です。議案第142号令和5年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。まずは先ほどの横長の資料1の20ページ、最後から2枚目でございます。そちらのほう歳出の合計が一番下に載っております。今回12月定例市議会、補正計上させていただくのが1,592万6,000円となります。内訳としましては一般会計と同じで、職員の人件費の実績見込み等による増減分がございます。それ



以外の部分につきまして事業別概要のほうで説明をさせていただきたいと思えます。事業別概要書の91ページを御覧いただきたいと思えます。事業別概要書91ページの上段からになります。事務費でございます。内訳としましては令和6年4月の介護報酬改定に伴いますシステム改修が必要となりますので、そちらの改修費561万5,000円、それから決算見込みに伴います職員の人件費の補正が36万3,000円でございます。合わせまして597万8,000円を計上させていただいております。システム改修につきましては、国庫補助が2分の1でございます。280万7,000円でございます。残りが一般財源ということになります。続きまして91ページ下段になります。保険料過年度分還付金でございます。56万2,000円の要求でございます。介護保険料の所得構成によりまして、過年度に発生した過誤納付分について当該年度で還付するものでございます。実績見込みによる増ということで56万2,000円を計上させていただいております。

続きまして事業別概要書92ページ上段でございます。介護予防ケアマネジメント事業費でございます。こちらでございますけれども、湖東地域包括支援センターが10月1日より社会福祉法人こうほうえんのほうへ委託となりました。その関係で4月～9月分までの直営の包括で支出しておりました社会福祉法人からの出向の人件費、こちらのほうの増減の部分がマイナスの93万6,000円減額、それから10月以降は委託の包括ということで介護予防のケアマネジメント費につきまして国保連請求となりますので、そちらのほうが増額となりますので、そちらの影響額が178万8,000円ということで、合わせまして85万2,000円補正計上をさせていただきます。財源につきましては介護保険の総合事業の負担割合となりますので、国のほうが21万3,000円、県が10万7,000円、一般財源が10万6,000円、それから1号の保険料が19万6,000円、それから支払基準からの2号被保険者の負担分としまして23万円となります。

最後です。92ページの下段、家族介護者慰労金支給事業費でございます。介護保険サービスを利用せず、在宅で要介護4及び5の方を介護しておられます市民税非課税の家族の介護者の方へ慰労金を支出するものでございます。こちら実績見込みということで、令和5年度、6件を見込んでおりますので、30万円の補正をさせていただきたいと思えます。長寿社会課は以上になります。

- ◆**星見健蔵委員長** 説明をいただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

#### 議案第145号令和5年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（説明）

- ◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第145号令和5年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）について執行部の説明をお願いします。池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。資料のほうは横長の資料1の21ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計についてですが、このたびの補正は後期高齢者医療事務に関わる職員の人件費でして、人事院勧告を踏まえた増額補正となっております。金額といたしまして58万4,000円で一般会計からの繰入れとなっております。以上です。

- ◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

**議案第161号鳥取市高齢者福祉施設の指定管理者の指定について（説明）**

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第161号鳥取市高齢者福祉施設の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。橋本次長。

○**橋本 渉次長兼長寿社会課長** 長寿社会課橋本です。議案第161号鳥取市高齢者福祉施設の指定管理者の指定についてを説明します。本日お配りの資料2で説明をさせていただきます。縦長の分でございます。めくりまして2ページからになります。前回の9月定例会でも指定管理者に対する債務負担行為を議決いただきました。そのときに説明しました指定管理施設につきまして指定管理者選考委員会を開催しまして候補者の選考を行いました。それに伴いまして、本12月定例議会で指定管理者の指定議決をいただくとするものでございます。まず、2ページ、議案第161号鳥取市高齢者福祉施設の指定管理者の指定についてでございます。施設名は鳥取市なごみ苑でございます。指定管理期間は令和6年4月1日～令和11年3月31日まで5年間となっております。指名指定となっております。指定管理者候補者は社会福祉法人鳥取福祉会でございます。指定管理料につきましては、こちらなごみ苑につきましては国の通知を踏まえて定める老人保護措置費及び民間施設給与等改善費並びに施設管理費ということで、金額の記載はございませんけれども、おおむね毎年1億6,000万円程度というふうな計画になっております。

事業内容としましては老人福祉法に基づき、環境上の理由及び経済的理由につき1人では日常生活を過ごすことが困難なおおむね65歳以上の高齢者に入所いただきまして、自立して地域とともに暮らせる支援をなごみ苑ビジョンとして掲げられておりまして、利用者が生きがいを持ち地域住民として暮らすことができるよう支援するというような事業でございます。選定の理由につきましては5番に記載のとおりで、特に専門的な事業を行い事業に係るノウハウや人材のネットワークが相当程度蓄積されているということ、福祉施設等であって職員の頻繁な交代等が適当でないというようなことに該当するため、公募によらない指定の管理者候補者の選考を行ったところでございます。3ページ以降は事業計画等社会福祉法人鳥取福祉会から提出されたものの資料となります。簡単ではございますけど、以上になります。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。委員の皆様から聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

**議案第162号鳥取市障害者福祉センターの指定管理者の指定について（説明）**

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第162号鳥取市障害者福祉センターの指定管理者の指定について説明をお願いいたします。田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。資料につきましては同じ資料の25ページのほうをお開きいただけませんか。鳥取市障害者福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。鳥取市障害者福祉センター、通称はさわやか会館でございまして、指定管理の期間としましては令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間を予定しております。前回指定と同じ期間となります。指定管理者の候補者としては、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会の指名指定を考えております。4番でございます。選定された団体

の提案等ということでございまして、指定管理料につきましては総額5年分で2億5,327万5,000円でございます。これは9月議会において債務負担行為を設定させていただいた額と同額でございます。これを各年度の指定管理料としましては5,065万5,000円ということで、これまでの指定管理料からは600万ほど増えてございまして、これは電気代等の増加分を見込んでおります。そのほか事業内容につきましては鳥取市の障害者福祉の拠点としまして、障害のある方にとってより身近で安心して利用していただける施設として管理運営を行っていきたくと考えております。

また、指定管理者指名指定の選定の理由としましては、先ほどのなごみ苑と同様でございますが、特に専門的な事業を行い事業に関わるノウハウや人材のネットワークが相当程度蓄積されていること、また、福祉施設でありまして職員の頻繁な交代が適当でないものである施設ということに該当するというところで、公募によらないで指定管理者の選考を行うこととしております。また、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会につきましては、平成13年の開館当初から適切に管理運営を行ってございまして、福祉事業としての専門性、また、継続性の観点から指定管理者として適当であるというふうに考えております。選考に当たっては福祉部及び健康こども部指定管理者選考委員会で選考いただいております。この25ページの終わりのほうから27ページにわたりまして各審査項目、その評価の内容等記載しておりますが、得点率平均76%ということでまずまずの評価を得られているのではないかと考えております。そのほか28ページからは指定管理者の候補者のほうから提出をされました事業計画書を掲載しております。簡単ですが以上で説明を終わります。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。委員の皆様、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

#### 議案第163号鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第163号鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定について説明をお願いいたします。橋本次長。

○**橋本 涉次長兼長寿社会課長** 長寿社会課橋本です。議案第163号鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定についてでございます。同じ資料39ページからになります。施設名は鳥取市湯谷荘でございます。指定管理期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日まで1年間でございます。選定された団体につきましては株式会社風土資産研究会の指名指定ということにしております。提案内容です。指定管理料につきましては1年間ですので、1,075万6,000円、こちら9月に債務負担で議決いただいた金額と同額でございます。事業内容としましては、湯谷荘におきまして地域振興の発展、高齢者福祉の充実、市民の健康増進や教養の向上、レクリエーション等のための場所の提供などでございますけれども、この1年間は集客力アップのため、観光振興事業等への取組を強化して活性化に貢献するというようになっております。

選定の理由につきましては、この自然豊かな環境を有効活用して観光面での集客を図る事業の提案が評価されております。このことから、ほかの観光施設の指定管理者としての実績もありまして現在の指定管理者でもあります株式会社風土資産研究会を指定管理者候補者として選

定するというものでございます。以下は選考委員会の評価点、事業計画を添付しております。説明は以上です。

- ◆**星見健蔵委員長** 説明をいただきました。委員の皆様で本件につきまして聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

**令和5年陳情第9号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）**

- ◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして令和5年陳情第9号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出を求める陳情の審査に入ります。本陳情につきまして委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。岩永委員。

- ◆**岩永安子委員** 確認ですが、ここにある脱退一時金ですが、国民年金及び厚生年金共に外国人の方にはあるけれども、日本人にはないという理解でいいでしょうか。

- ◆**星見健蔵委員長** 誰に。

- ◆**岩永安子委員** すみません。年金課の確認をさせてください。

- ◆**星見健蔵委員長** 池上次長。

- 池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保健年金課池上です。今、岩永委員がおっしゃったとおりです。間違いございません。

- ◆**星見健蔵委員長** 岩永委員。

- ◆**岩永安子委員** ありがとうございます。日本に在住をしておれば20歳～60歳の方は年金に加入しなければならないというのは、これは義務だと思います。それで、陳情の要旨に4点ありますが、まず、1点目で日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じているというふうにあります。私は不公平だというふうには思わないんですけど、日本人の場合はそれぞれ加入した保険が受給年齢になればそれなりに反映するというふうに思いますし、それから外国人の方は受給年齢に達するまで日本にいたかどうか分らないわけで、脱退するとき退職一時金があるということで、そういう制度になっているんだなというふうに理解していますが、どっちがどっちなのかとかいうようなことは分からないので、その退職時の不公平が生じているというところについてはちょっとよく分かりません。

それからこの2つ目の生活保護予備軍を無尽蔵に生み出す制度運用であるという、この表現が非常に何だか悪意に満ちたような表現に思えるんですけど、やっぱり収入がなくて働けないとか、それなりの理由があっても収入が足りなくて生活保護基準以下であれば、日本におられる場合、きちんと日本の制度で生活を保障するという必要はないかというふうに思いますので、非常に2番目の表現が私には理解ができません。それで、陳情の理由として、財政問題として声を上げる必要があるため、調査及び改善を求める意見書の採択を陳情するというふうにあります。私は必要な制度として生活保護制度があったり、それぞれの年金制度があるというふうに思いますので、改めて調査・改善を求める意見書として採択する必要はないというふうに思います。以上です。

- ◆**星見健蔵委員長** そのほか。谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。分からないことがあってちょっと質問で、どなたに答えていただいているのか分からないんですけども、参考というところの意見書案のところの5行目ですけれども、4行目の最後から読みますと、年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となりますとありますが、この脱退一時金をいただけるということは、日本で仕事をされた後に外国に行かれて、その年金を払っておられた分をいただかれて外国に行かれる。

だけでも、この仮に我が国に在留を続けて生活が困窮した場合と書いてあるんですけど、ずっと働いておられたのなら年金はあるし、この在留続けたら生活が困窮する、働かなかつたら生活困窮になると思うんですけど、普通に働いておられるのだったら生活、外国に行ったり来たりすれば、その都度年金もいただかれて海外に行かれてなら分かるんですけど、在留続けたら一時金もいただかないことになるし、どうなのかなと思って、この文面がちょっと分からないなと思ってです。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか御意見は、坂根委員。

◆坂根政代委員 いろいろ資料用意していただいてありがとうございます。先回私が発言したことで、この資料も見せていただきました。実際、私もこの意見書には賛成はできかねるという立場なんですけど、実際、じゃあ、この一時金をもらって、苦労しておられる方とか含めてね、そこら辺の方々、その人たちの訴えでこういう制度設計にしてほしいということがあればまた違うんですけど、岩永委員が言われたように、今日頂いた資料を見てもとても何か悪意があるような、そういう感じに見えましたし、実際、やはり一時退会をされた、一時金をもらわれたとしても、実際日本に帰国をして住まれる限りは、その生活保護の対象者となるというのは、苦労したときに、どうしても仕事が見つからなかったとか含めて、病気になったとか含めて様々ありますので、そういったときは生活保護を受けるというのは当たり前のことだというふうに私自身は思っておりますので、今の制度設計のところかというと、この意見書を提出するまでにはなっていないのではないかなというふうに思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 少し申し上げたいと思います。この陳情の要旨は、この一面であって、裏面はあくまでも参考資料ということなんで、この部分の文面審査ということで、まず、質疑をお願いしたい。そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。この陳情の一面の要旨を見ますと、不公平、日本人と外国人の被用者間での退職時の不公平が生じているということで、72万件もあるということが問題視されとるとこのことのように。この辺についてはやはり実態把握等を進めて必要な改善を図ることは重要でしょうし、この辺の、外国の方々の特有の事情を踏まえて例外的に設けられる制度ということ、脱退一時金ですか、そういうこともあるんでしょうし、これ全体含めて年金制度改善に向けて、これは重要な案件だと思いますんで、これ、特に検討していただくことは、これはいろいろ多いわけですので、鳥取市についてどういうことかちょっと状況分かりませんが、この辺は特に意見書の提出ということで、この辺は問題ないような感じはします。はい。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。この陳情の理由というところで、日本人と外国人がいがみ合うような不

公平が生じているというふうにあります。年金一時金がちゃんと掛けた分が、厚生年金ですから外国人労働者の方と会社とが半々でかけないといけないんですが、それがちゃんと会社がかけてなくて、いざ外国に帰るときにかけとった年金に見合うような一時金が支給されなかったとかいうようなことが以前に報道されとったことがあると思います。最近ちょっとそういう報道はあんまりなくて、どうなってるかも私は分かりませんが、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じているというふうに、ここで言われているようなことがあるのかどうか、私にはちょっと理解しかねます。

寺坂委員は改善を図ることは必要だというふうに言われたんですけど、そういう実態があるのかどうかというようなこと、この文面からはこういう実態あるというふうには私には読み取れないんですが、寺坂委員はどこが改善図らないといけんのかと思われるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。私が考えますのは、必要な実態を把握してもらって、次期の年金制度改正に向けての必要な検討ということで、とにかくこの是正といいますか、是正というのはいろいろ検討していただくと、実態把握したり、それが必要だという考えで、特にこの陳情の意見書の提出は問題ないんじゃないかという判断です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。谷口委員。

◆谷口明子委員 すみません。前回、坂根委員さんが請求された資料を今回皆さんに配られるのかななんて私は思っていたんですけども、私は……。

◆坂根政代委員 持っている。

◆谷口明子委員 出ていますか。

◆寺坂寛夫委員 あるんよ。タブレットに入っているし。

◆谷口明子委員 タブレットか、分かりました。

◆寺坂寛夫委員 これも資料、配付しなつたで。

◆谷口明子委員 配付資料にありますか。すみません。

◆秋山智博副委員長 委員長を交代します。星見委員。

◆星見健蔵委員 私はこの文面を見て、国の制度の問題であり地方行政では対応できません。大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があるため、調査及び改善を求める意見書ということになっているんですね。ということは、やはり日本国民と外国人、外国から日本に入国された方々の取扱いが違うんだところを言っておられると思うんですね。国民年金は60歳まで、最大、高校から払われて60歳までだったら42年間。ただ、これは改定されて、緩和されて20年以上納めれば受給資格があるということに現在なっておるというふうに思うんですね。それで、日本人の場合は、60歳まで払い続けても、早い人は61歳から受給資格がある、その代わり65歳から受給される人は満額であっても5年早く受給されると7割程度の受給金額になる。こういったところはあるわけですが、払い続けても60歳で亡くなった場合には、納めたお金は1円も返ってこんですね。ただ、亡くなったときに葬儀代として3万円出るというふうに思っておりますけども、こういった外国人労働者が、日本に10年移住、移住というか入国期間が10年、その間、勤められて保険金、年

金をですね、会社それから個人の負担で納めるというふうになっておると思うんですが、そういった方々が一時帰国になるのか、もう一切日本に来ることはないのか、その辺は分かんないけども、この外国人労働者がまた、一旦帰国されて、それから数年後にまた日本に来られて、また5年、10年働かれた場合には、また帰るときに一時金を受けるというようなことにもなると思うんですね。

そうなった場合は、60歳まで払い続けた日本人に対しては途中で脱退とか、そういうことはないんですね。納める金額によって支給されるわけなんで、そういったところはやっぱり20年、30年払い続けても、途中で受給年齢に達するまでに亡くなられたら、その香典の3万円という話があるんで、やはり納めた額が家族に返ってくるような年金の仕組みというのを私はずっと個人的には思っておるんだけど、そういったことが一切なされん今の年金制度だというふうに思っております。

それで、私はこの陳情文の中で、特に地方の財政負担を心配しておるようなことがあるわけで、こういったことを国のほうに、厚生労働省を中心にやはり日本人、そして外国人とのそういった不公平感というものを、思われておるということでありますので、私はこれに対して調査及びそういった改善を、もし問題があれば改善をしていただくような陳情でありますんで、あえてこれを反対することはないというふうに個人的には思います。以上です。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。委員長交代されましたか。坂根です。確かに寺坂委員や委員長が言われるように年金制度の改革ということは私も賛成です。ただし、私も何回も言われましたけど、文面審査だというふうに言われました。そこで見たときに、実際、生活保護の予備群を無尽蔵につくりだすとか、こう書いてありますけれど、本来そうになっているのかどうなのか。生活保護受給者は、やはり日本人のほうが圧倒的に多い。それはやはり今の生活苦、そういったところや高齢化によっての問題含めて、こういうところから来ている問題だというふうに思います。

そういった意味でいうと、やはり文面審査ということで見ると、国民年金のこの制度自身は改革をすべきですけど、私は今回、あえて外国人と対比をさせるところ自身が、ここも対比させるのではなくて様々な問題点が上がって、この問題もあり、ああいう問題もありということの列記であれば賛成をいたしますけれど、今回は、私は文面審査ということでは賛成ができかねるところです。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか。そのほかございませんか。西村委員。

◆**西村紳一郎委員** 私も、来年度、年金制度改革を議論するというところで政府自民党も言っていますし、これはいいチャンスじゃないかなというふうに思っています。改めるべきは、きちっと議論して改めてほしいということで、私は意見書提出に賛成です。

◆**星見健蔵委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** 年金制度についていろいろ問題がある、改革をしなければいけないというのは本当にもっともなことだと思います。しかし、ここで言われているのは日本人と外国人の不公平ということやら、それから外国人の脱退一時金、あるいは外国人の在留された方の生活保護の制度運用というようなことを問題にしているわけで、そもそもの年金制度についていろいろ問題があるというのは、この意見書でもって議論を国にしてくれとは言えれん中身だと私は思

います。やっぱりそれはそれこそ以前に出された年金制度の改善求める陳情などに沿った形で議論がされるべきであって、ここで言っている調査及び改善を求める意見書でもって年金制度そのものの問題が論議されたり、改善求められたりということにはならないというふうに思いますので、これに沿った形での意見書上げるということについて私は反対です。

◆星見健蔵委員長 そのほかございませんか。

○毛利 元局長補佐 すみません。

◆星見健蔵委員長 はい、事務局。

○毛利 元局長補佐 ちょっとよろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい。

○毛利 元局長補佐 一旦休憩をお願いしたいと思います。

午後 11 時 47 分 休憩

午後 1 時 3 分 再開

◆星見健蔵委員長 それでは再開いたします。西村委員。

◆西村紳一郎委員 そういたしますと、陳情第9号につきましては後半の委員会で再審議したらという私の考えでございます。よろしくをお願いします。

◆星見健蔵委員長 そのほか。谷口委員。

◆谷口明子委員 私も後半に回していただければと思います。

◆星見健蔵委員長 皆さんよろしいですか。じゃあ、そのように、後半のまた委員会において改めて審議をしていくということにいたしたいというふうに思います。

#### 鹿野町居宅介護支援事業所の行政処分について（説明、質疑）

◆星見健蔵委員長 それではその他の報告に入ります。まず、初めに鹿野町居宅介護支援事業所の行政処分について執行部の説明をお願いいたします。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 失礼します。そういたしますと、資料につきましては資料3の2ページを御覧いただけたらと思います。この内容につきましては、先日12月6日に処分を行いました折に、サイドブックにも資料を掲載させていただいている内容でございます。御説明申し上げます。鹿野町居宅介護支援事業所の処分についてということで題名になっております。指導監査室は鹿野町居宅介護支援事業所に対する監査の結果、運営基準を満たさないにもかかわらず、減算を行うことなく不正に居宅介護支援費を請求していた事実が判明いたしました。このため、不正請求による事実に対して一部効力停止等の行政処分を行いました。事業者につきましては、運営している法人は社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会でございます。その該当する事業所につきましては、鹿野町居宅介護支援事業所、事業種別は居宅介護支援でございます。行政処分の内容は指定居宅介護支援事業者の一部効力の停止6か月、これは介護保険法第84条に基づくものでございます。内容につきましては新規利用者受入れ停止及び介護報酬請求の上限を7割に制限いたします。これは6か月間でございます。処分の日は先週の令



和5年12月6日、期間につきましては、処分決定通知の翌日から6か月間としておりますので、12月7日～来年の6月6日までということになっております。

一部効力停止処分相当と判断する理由でございますが、居宅介護支援費の請求に関し下記のとおり不正があったということで、介護保険法84条第1項第6号に基づくものでございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、これは省令でございますが、定める業務を行っていない状態で、運営基準減算に該当する状態にもかかわらず減算しないまま介護報酬を不正に請求し、受領したということであります。この定める業務を行っていないということでございますが、この内容につきましては、居宅サービス計画を作成されるものの中で必要な業務でありますモニタリング、またはモニタリングの記録、またはサービス担当者会議等を実施していなかった、もしくは記録が確認できなかったということでございます。このような運営基準に違反した場合には、介護報酬につきまして運営基準減算というものを行う必要がございます。その運営基準減算に該当するにもかかわらず、特定事業所加算Ⅱを不正に、二重に請求しておりました。

この特定事業所加算Ⅱというものは、質の高いケアマネジメントを提供する事業者を評価し加算するものでございますが、その加算するに当たって13項目の基準がございますが、その中の1つとして運営基準減算に該当しないことという条件がございます。いわゆる運営基準減算に該当した場合については、当然、この特定事業所加算Ⅱというものは請求できないんですが、これを請求されていらっしゃいました。それで、(4)の処分の程度の考え方でございます。長期にわたり常態的に多額の不正請求を行った。それから制度を熟知し、違法な請求という認識を持ちながら故意に行ったということを確認しております。経済上の措置でございます。不正に請求し、受領していた介護給付費を返還させます。また、各保険者の判断により、法22条第3項の規定によりまして当該返還額に100分の40乗じて得た加算額を支払わせるということと考えております。

ちなみに参考でございます。令和3年10月～令和5年9月分までの不正請求額合計は2,664万6,000円でございます。鳥取市分につきましては2,642万4,860円、これは220名分でございます。もう1つ、智頭町の方がいらっしゃいます。1名の方がいらっしゃいますが、22万2,000円ということになっております。それで、この返還額につきましては改めて保険者、これは長寿社会課でございますが、金額等を確認した上で返還の請求を行う予定となっております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 御説明をいただきました。本件につきまして委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 社協のホームページを見たりしました。それで、まず、この鹿野の居宅介護支援事業所、4人のケアマネさんがいて、1人当たりの利用者数は34人というようなことが書いてありましたが、非常に厳しい言葉で書いてあるんですけど、指導監査室としてなぜこういう事態になったのかというふうに考えておられるのか。それから長期にわたりっていうのは、さっき参考で言われた期間の間、こういう実態にあったということで長期ということなのか。それから、制度を熟知し違法な請求という認識を持ちながら故意に行ったっていうふうに判断し

ておられる理由について説明お願いいたします。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。今回の事態に至った原因でございます。もう既に法人内で総括をしていただいているところでございますが、基本的には、まず、従業員の方の法令遵守、要するに意識がちょっと低かったのではないかとということと、それから、法人内で内部監査っていいですか、事業者に対する監査っていうものが行われていなかった、これ、何でかっていいますと介護支援専門員、要するにケアマネジメントを行う者のあまりにも専門性が高いところから、法人としては信頼していたというふうなお話伺っております。そういうふうなところ。それから法人内のチェック体制が報酬を請求する場合において、例えば管理者それから例えばセンター所長であったりとか、そういうふうな上位者をもって請求を行うというところが欠けていた、要するにチェック体制が十分発揮されていなかったということで、今回の事態に至ったというふうに考えております。以上です。

それと、長期というところでございます。期間につきましては、確かに今回我々が確認しているのは2年間でございます。この2年間っていうのは、この介護保険法上の時効がございまして、これは2年間ということで、法律で定めておりますので、これ以上遡求して返還させるということではできませんので、基本的には2年間としており、これを長期というふうに考えております。それから、故意性ですね。そもそもこのケアプランを作成する段階において、モニタリングに対する記録を残すとか、担当者会議を開くとか、これはまず、ケアプランをつくる上でのこれ基本の基の字でございます。それで、これをせずに不正な形で請求しているっていうものは、これはもう間違っているっていう認識の下で請求しているわけですね。分かっているんですよ。しなきゃならないのにしてない。それをあたかもしたように装って請求しているって、その行為自体が、故意性が高い、そういうことで我々そういうふうに判断しておるところでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ケアプランはモニタリングや、記録やサービス担当者会議、当然だと思います。それで、法人内でこういうことが二度と起きないようにどういうふうにするっていうようなことを総括しておられるんでしょうか。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 まず、この処分を送る。

◆星見健蔵委員長 指名してからにしてください。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。今回御指摘をさせていただきまして、それで法人の中でも大変反省されて、こういう事態に至ったことに関してはホームページでも謝罪していらっしゃるそこなんですけども、別にこの市社協の中に居宅介護支援事業所ってあるものはほかにもございます。ですので、基本的に業務の状態についての特別の監査、入らせていただきまして、ほかの事業所はどうですかっていうことで、今、確認をしていただいているところでございます。自主点検、5年間遡って状態どうだったのかっていうことを、他の事業も含めて今、確認をしていただいているところなので、また、その結果については報告があると思いますので、結果につきましては報告させていただけたらなというふうに思ってお

ります。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 その請求するに当たって、チェック体制がないっていうこと、この同じような居宅介護支援事業所が法人内に幾つもあるって、それで大抵4人とか、3人とかケアマネさんがおられて、それで主任ケアマネの資格は持っていらっしゃるかもしれないけど、その事業所の中で、みんなが同じようにケアプラン立てて、同じように保険請求しとるっていうことなのか、きちんとやっぱり事業所長をつくっていくっていうか、責任者をつくっていくっていうか、何かそういうのがホームページ上からは責任者の姿が見えないんですよ。

それで、みんなが同じようにケアプラン立てて請求しとるのかなみたいな受け止めしか私はできなかったんです。だから、やっぱり人の分までチェックしようと思えば、同じようにケアプラン立てることはできませんし、責任体制が何か曖昧な感じがしました。ぜひ、きちんとチェック体制つくってもらったりしてやっていただかないといけないなという思いがしました。それと6か月間、その間利用者さんはどうなるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。基本的には、この受入れ停止ってというのは新しい方、新規のプラン作成を駄目ですよっていうことであって、現状今、相談いただいている利用者の方に関しては、これは継続してプラン作成はいただいて結構ですので、その辺の影響は少ないのかなというふうに考えております。

◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。先ほどの岩永委員と同じようなことですが、この処分についてという報告が出ておりましたね。やはり再発防止に向けてのこの指導方針って、今後の。そういう格好、きちっとある程度足さなきゃ、これは社協がやったものだからと、そう言ったりしました。お金返してもらいましたよと。極端に言やあ、2年間で令和3年～5年の2年間分しか返してもらえないと。あと、以前はもう無理だと、時効みたいな感じだということを知りましたし、また、やはり6年の監査が何年からされたか分からんけど、2年なら2年なりに監査のほうは十分やっていかないとはいえんと思いますんで、その辺の今後の指導方針というのをもう少し具体的にお願ひしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室山形です。今後の方針でございます。実は先月、同じように居宅介護支援事業所のwithという事業所も同様な形で、モニタリングの記録がなかったということで行政処分を行っております。これ、議会の期間中ではございませんでしたので、改めて報告はさせていただかなかったんですけども、同様な形で今回起こっておりますので、また、何らかの形で関連事業者に対し法令遵守を徹底させるということで通知を何か出したいかなというふうに検討しているところでございますし、それから年1回でございますが、集団指導という全事業所を対象にした指導の機会ございますので、その集団指導の場を捉えて、このような事態が発生しているのでもそれぞれの事業所も注意してほしいということで、注意喚起をしていきたいというふうに考えております。

それから、市社協につきましては、今、処分をしたところでございますので、この後、業務の改善勧告、そういうふうな行政指導を通じて、内部統制といいますか、きっちり確認できるような体制を組んでいただくようお願いしていきたいというふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。玉木委員。

◆玉木裕一委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、指導監査ってというのは1年に1回とかじゃないんですかね。どんな間隔で入られるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室山形です。基本的には、このような事業所につきましては6年に1回ということになっております。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

#### マイナンバー情報総点検の対応状況について（説明・質疑）

◆星見健蔵委員長 それでは次に行かせていただきます。マイナンバー情報総点検の対応状況について説明をお願いいたします。田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 障がい福祉課田川でございます。資料のほうは3ページ目、同じ資料の3ページ目を御覧ください。マイナンバー情報総点検の対応状況についてでございます。本市におきましては、本年7月に精神障害者保険福祉手帳で485件のひもづけ誤りが見つかりまして、これについては、12月6日には国の個人情報保護委員会から本市に対して指導もあったところがございますが、マイナンバーのひもづけ誤りの事例が全国で多発している状況を踏まえ、国はマイナンバー情報総点検本部を設置しまして、マイナンバーのひもづけに係る総点検を全国で実施することとなったところです。

本市におきましてもマイナンバー情報総点検本部を設置しまして点検作業を進めてきましたが、点検が終了しましたので、その結果を御報告するものでございます。まず、最初に1番経過等のところがございますが、その9月6日に国から個別データの点検対象期間の公表と、併せて点検実施の指示の通知がございました。これが実質の総点検のスタートとなります。その後、各業務主管課、総務課の公文書管理室、情報政策課、地方創生デジタル推進室など、関係課で連携しながら点検を実施してきました。そして11月27日のところですが、個別データの点検作業が全て完了し、国へ結果を報告するとともに、11月30日に開催しました第3回鳥取市マイナンバー情報総点検本部におきまして点検結果の報告、公表を行いました。具体的な内容です。2番の個別データの点検についてでございます。まず、点検対象として国から指示をされた業務は、本市におきましては生活保護情報、障害者手帳の情報、これは3つの手帳がございますが、これら4情報でございましたが、障害者手帳と同様に中核市移行に伴って県から市に移譲された事務で、障害者手帳と同じシステムを使いまして、住基システムと連動していないなど共通点の多い自立支援医療という制度でございますが、精神通院のものでございますが、これの事務についても併せて独自に点検を行いました。以上、合計5情報を点検対象としております。

(2) のところです。点検の方法でございますが、これは国がマニュアルを示しております

て、これに従い、住基システムと業務システムのそれぞれマイナンバーと基本の4情報、4情報といますのは、氏名、生年月日、性別、住所でございますが、これをそれぞれ抽出しまして、それらを照合して不一致の内容を精査し、ひもづけ誤りの有無を確認しました。それで結果でございます。(3)の一番下のところの表のとおりでございますが、合計で3万1,273件のデータを点検いたしまして、まず、生活保護情報が、これはひもづけ誤りはございませんでした。次に身体障害者手帳情報が、ひもづけ誤りが5件見つかりました。ひもづけ誤りの原因としましては、申請受付時に本人ではなく保護者であったり、親族であったり、そういった方のマイナンバーを誤記載、誤登録したものが3件、また、中核市移行時点にマイナンバー未登録者の一括付番をしたんですけれども、その際に同姓同名の別人なのに誤って登録されたものが2件ございました。

精神障害者保険福祉手帳につきましては、これはひもづけ誤りは見つかっておりません。また、次に療育手帳の情報につきましては、これはひもづけ誤りが2件、内容は昨年療育手帳の番号連携が開始となったんですけれども、その際にマイナンバーを一括付番したところ、同姓同名の別人に誤登録をされたというのが2件ございました。自立支援医療、精神通院につきましてはひもづけ誤りが3件、これは、内容は申請受付時に職員がシステムからマイナンバーを検索して、その際に同姓同名の別人のマイナンバーを誤記載、誤登録してしまったというのが3件ございました。いずれにつきましても、職員がそれぞれの場面で確認を徹底していれば防げたものであったと考えております。

なお、障害者3手帳につきましては、国の指示に基づきまして、業務システムのデータが正しくマイナポータルの情報が入っている中間サーバーに登録されているか、これはシステム上の設定の不備等で誤登録されているものはないかというような確認でございますが、これについても点検を実施して正しく登録されていることを確認しております。なお、ひもづけ誤りがありました手帳情報などにつきましては、氏名、住所、マイナンバーなど個人を特定する情報は含まれてはならず、マイナポータル情報の業績間の閲覧であったり、個人の閲覧とも記録はなく、情報の漏えいは確認されておられません。また、ひもづけ誤りは全て修正済みで、現在は、ひもづけ誤りは解消しております。点検のため、情報連携を一時停止しておりましたが、これについても12月1日から再開をしております。

最後に、今回、ひもづけ誤りのありました事務の再発防止についてでございますが、4点予定しております。まず、窓口での申請受付時です。あと、またその後のシステム入力時、それぞれの段階で住基の情報と照合し、ダブルチェックによりマイナンバーの確認を徹底することとします。これは既に実施しております。次に県でも同様の障害者手帳のひもづけ誤りが見つかる場所がございますが、県と歩調を合わせて記載ミスが発生しない分かりやすい申請様式に見直すこととしております。

また、3点目として確認してもミスは起こり得るとの前提の下に、今回実施したようなマイナンバーの点検を定期的に行うこととしたいと考えております。また、4点目でございますが、これは将来的なことになりますけれども、今後予定しております手帳システムの更新、これはシステムの標準化の関係でございますが、この際に住基連携による人の手が極力介在しないマイ

ナンバー付番システム、そういったものを内容として構築を図っていきたいと考えております。

また、全庁的な対応といたしましても第3回鳥取市マイナンバー情報総点検本部におきまして、国が新たに示したマイナンバー利用事務の登録事務に係る横断的なガイドラインがございまして、これに基づき各業務の確認登録手順の見直し、また、その徹底を行うこととされたところでございます。今回ひもづけ誤りも全てきれいにできた形になりましたので、これを維持するように今後ともしっかり対応していきたいと考えております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。はい、岩永委員。

◆**岩永安子委員** 今回は福祉保健委員会なので、福祉に関わる場所の報告をいただいたと思うんですけど、この総点検本部が開催されて、個別データの点検状況、点検された全庁的な誤りっていうものはあったのかどうなのかっていうことは、分かりますでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** 障がい福祉課田川です。今回のこの点検状況につきましては、総務企画委員会でも同じ説明をこのたびさせていただくこととしておるところですけども、今回この総点検本部で実施した内容が全てでございまして、これ以外の業務につきましても、それぞれの担当課で確認などはしておりますが、国から指示された内容というのが中心の内容となっております。今のところはこの5情報という形になります。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、岩永委員。

◆**岩永安子委員** 新聞でもその全国でどこどこって報告が、記事が載ってまして、その中に鳥取市入っていたわけですけど、今回きちんと点検ができてよかったのかもしれないですが、やっぱり人間がやることですので、しっかり全庁的にということだと思えますけど、誤りのないように広げなければ誤りは広がっていかないのかも、広げるといのはつないでいくことをですね、広げなければこれ以上広がらないのかもしれないかもしれませんが、でも、業務としてやるっていうことですので、ここの部分での間違いが増えないようにしっかり業務をお願いしたいと思います。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、よろしいですか。

#### 第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について（説明・質疑）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について説明をお願いいたします。橋本次長。

○**橋本 渉次長兼長寿社会課長** 長寿社会課橋本です。同じ資料3の4ページからになります。来年度令和6年度～令和8年度までの3か年間の第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画につきましては現在策定中でございます。進捗状況と今後のスケジュールについて報告をさせていただきます。まず、計画期間は令和6年度～令和8年度の3か年間でございます。資料の一番下4番を先に説明をさせていただきます。計画の基本理念と基本方針になります。基本理念につきましては、第8期計画と同じ住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりとさせていただいております。この基本理念に向かいまして基本方針として下の

①～③、3本の基本方針を定めております。1番が健康づくりとリエイブルメントによる介護予防の実現、②自己実現を可能にする環境づくり、③未来にわたり持続可能な制度づくりという3本でございます。まず、この①番でリエイブルメントという聞き慣れない言葉がちょっと出てきましたので、その説明をさせていただきます。リエイブルメントとは、日常生活に必要な行為や動作、健康管理を再び自分で、あるいは代替え手段によって再び行えるようになることでありまして、そのための自信を取り戻すことというふうに定義をされております。いわゆる一度病気になって心身にちょっと後遺症等が残っても再びリハビリ等で再自立に向かって頑張っていくと、そういう考え方でございます。

この3本の基本方針に沿って施策体系を定めております。そこで資料の上のほう、また2番に戻ります。新たな観点ということでございます。この第9期計画、団塊の世代が全て後期高齢者、75歳以上となります。いわゆる2025年問題と言われておりましたけれども、2025年が計画期間中にととう迎えるということになります。また、高齢者数がピークとなる見込みはその先令和22年、2040年頃ということになりますけれども、その2040年に向けて持続可能な介護保険制度の基盤整備を行うという観点で、日本全国各市町村が計画を策定しておるといことになります。

(2)番です。ロジックモデルの考え方を活用し、基本理念実現のため3つの基本方針、先ほどの1～3でございます。こちらを策定し、基本方針を実現するため10の施策目標を定め、その達成のため49施策の方向性を定め、各事業の取組を推進するというようにしております。このロジックモデルということですが、ちょっとなかなか説明もしづらいんですが、今までですと、その基本理念の住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりという理念に向けて、いわゆる事業、やっていく事業形態をくくって大体、健康に向けてだとか、認知症対策だとか、そういう大体事業に向けてこんな事業やりますよというところで、指標等も定めておったところがございますけれども、なかなか事業の回数の実績を見たところで、じゃあ、住民性とか、地域が変わったのかっていうところがなかなか図れないということもございましたので、国のほうもこのロジックモデルといたしまして、この基本理念に向けての中で、いわゆるその中間評価というか、中間成果といいますか、アウトカム、地域住民の健康状態がよくなるだとか、地域の医療とか、介護の質が向上するだとか、そういうアウトカムというものを設けてそこに指標をつけていって評価していくと。それで、それぞれの成果目標、アウトカムに対してこんな事業をやっていくというアウトプットが並んでくるというようなツリー状の考え方でございます。

ちょっと説明が悪くて難しいかと思いますが、そういう考え方に向けて、先ほどの基本理念に沿って3つの基本方針を定めたということでございます。それぞれ3つの基本方針の下の10の施策目標というのが次のページの5、6、7ページになります。一番左側に先ほどの3本の基本方針、真ん中の施策目標①、②とありますが、それが7ページまで10個の項目を定めております。それぞれのこの10個の施策目標に対しまして施策の方向性ということで、例えば、一番上で行きます。①の施策目標が高齢者が自分の状態にあった方法で健康づくり介護予防に取り組むことができるという目標に対しまして、施策の方向性ということで3本、①自分の健康

状態を把握し、自身の治療や療養の方針を正確な情報に基づいて考えることができるというふうにかかせていただいております。

どういうことかといいますと、しっかりかかりつけ医をもって自分の健康状態を把握するか、年に1回検診を受けるだけかという事業がここにぶら下がってくるというようなイメージでございます。こういうことで、10本の施策目標とそれに付随して49の施策の方向性というものを決めさせていただいております。7ページの一番下の段になります。これに従いまして10の目標49の施策ということでございますけれども、その中でも重点的に取り組むテーマということで、なかなか事業でくくってないもので、この事業、ここを重点的にやりますということがちょっと分かりづらいので、重点的に取り組むテーマ、事業等を引っ張り出して新たに5つの取り組むテーマとさせていただきます。1番が高齢者の社会参加とリエイブメント、2番認知症本人や家族の想いに応える・認知症とともに生きる社会づくり、3番高齢者等の意思や尊厳が守られる権利擁護の取組、4番地域包括支援センターの機能強化と関係者間の連携強化、5番介護人材対策というふうに定めております。

めぐりまして8ページ、最後になります。介護保険料の算出でございます。介護保険料につきましては、計画期間の3年間における高齢者人口、要介護認定者数の推計等を基に介護保険の給付費の量を見込んで保険料を算出する流れになります。現在国のほうがまだ介護保険の給付分科会のほうで検討はされておまして、年内には結果が出るというふうには、今、聞いておるところでございますけれども、まだ、正式に通知等が来ておりません。年が明けまして令和6年、年明け頃を目途に示される報酬改定の内容等を反映した上で最終案を決定する予定としております。

ちなみに本計画のパブリックコメントにつきましては、先週の12月8日の金曜日から来年1月の9日までということを開始をさせていただいております。議員の皆様におかれましても資料提供させていただいているところでございます。長寿社会課からの説明は以上になります。

- ◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。岩永委員。
- ◆**岩永安子委員** なかなか難しいなと思いながらお話を聞いていました。重点的に取り組むテーマが5つあって、これとの関係で事業活動とか、施設建設とか、そういうものが具体化していくという格好になるのでしょうか。すみません。教えてください。
- ◆**星見健蔵委員長** 橋本次長。
- 橋本 渉次長兼長寿社会課長** 施設整備につきましては、このお示しした49の中にも含まれてきます。重点的に取り組むテーマとさせていただきます。そうですね、例えば、高齢者の社会参加とリエイブメントといいましても、この前段の10個の目標と49でなかなかちとくくってこの塊ですっていうのが言えないもので、それぞれに散らばっていますし、なかなか同じ事業でも、こっちにも関わっているし、こっちも関わっているようなそういう考え方になってくるんでロジックモデル自体が、事業でくくったものではないので、改めて重点的に取り組むものは引っ張り出して定めさせていただいたというふうな流れになります。
- ◆**星見健蔵委員長** 岩永委員。



◆岩永安子委員 すみません。例えば高齢者の社会参加とリエイブルメントっていうテーマではどこだよみたいな感じでいったら少し読み解くことができるのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 はい。岩永委員さんから高齢者の社会参加とリエイブルメントということなので、5ページを見ていただきますと一番上ですね、1番健康づくりとリエイブルメントによる介護予防の実現ということでございます。ここの項目はほぼ全て入りますし、例えばでいきますと、その下、2の自己実現を可能とした環境づくりで、③番で認知症や要介護状態になっても助け合って暮らし続けることができるというような目標がございますが、これが③番、めくってもらって、4、5、6とありますが、分かりやすいのは6番ですね、地域活動が活発で社会参加が進んでいるということなので、社会参加の必要性とかも説いておるような目標になっております。当然そこが社会参加とも引っかけますので、高齢者の社会参加というのも、それぞれの項目で出てくるところがございますので、なかなかこことこじやなくて、こっちの10と49でいくと全部が重点項目になるようなイメージになってしまったので、特にということで抜き出してこういう5本立てでテーマという書き方をさせていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。パブコメにかかって、今度議会で議論させていただくのは2月議会にその機会があるのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 橋本次長。

○橋本 渉次長兼長寿社会課長 改めて計画について説明もさせていただきますし、条例改正が出ますので、保険料が決まりますので、そのとき、また改めて説明させていただきたいと思っております。

◆星見健蔵委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

#### 鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画の策定について（説明・質疑）

◆星見健蔵委員長 それでは次にいきます。鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画の策定について執行部の説明をお願いします。田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。同じ資料の9ページから御覧いただけたらと思います。鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画の策定についてでございます。本年度策定しますこれら3つの計画につきまして、進捗状況と今後のスケジュールを中心に御報告をさせていただきます。まず、計画の期間でございますが、鳥取市障がい者計画が令和6年度～令和14年度のこれ9年間の計画となります。第7期鳥取市障がい福祉計画と第3期鳥取市障がい児福祉計画は、令和6年度～令和8年度までの3年間ということにしております。

2番、計画の策定体制でございますが、これにつきましては、鳥取市障がい者福祉計画等策定委員会で原案等作成しておりまして、これまで3回御審議をいただいているところですが、

最終的には市の社会福祉審議会で意見を伺って策定するという流れになります。

3番、計画策定のスケジュールでございますが、12月18日来週の月曜日から1月12日まで市民政策コメントを実施することとしております。現在は各当事者団体でありますとか、委員の皆様からの御意見を基に最終的な案の取りまとめ中でございます。案がまとまったらこの市民政策コメントを実施していくということになります。それで、その後1月25日予定しておりますが、第4回の鳥取市障がい者計画等策定委員会におきまして、市民政策コメント等で出ました意見を踏まえて修正を行った案をこちらで御審議をいただくこととしております。そして2月1日には社会福祉審議会のほうにさらに御審議いただいて、その後計画策定ということで2月議会におきまして計画策定の報告をさせていただくこととしております。

次に4番です。各計画の内容でございます。まず、1番の障がい者計画でございますが、障がい者計画は、国の第5次障がい者基本計画、これは令和5年3月に策定されたものですが、これを基本としまして近年の状況の変化、ニーズ調査、それから策定委員や当事者の方の意見等を踏まえて現行計画の見直しを行っております。こちらの表に掲げております基本方針の9つの分野につきまして合計35項目の取組を掲載することとしております。たくさんの項目がありますが、その中では地域社会における共生の視点でありますとか、SDGsの包摂性・参加型の視点、本人の自己決定の尊重などの視点について全体の横断的視点として取り入れることとしております。また、コロナを契機とした新しい生活様式への対応であったり、アクセシビリティ向上に資する新たな技術の利活用の促進など、そういった新しい考え方も取り入れることとしております。

また、次に10ページ目のほうに移りますが、(2)のところですね。第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画についてでございます。これにつきましては、この計画はこれも国の基本指針に則して障がい福祉サービスの提供体制の確保に係る目標やサービスの見込み量を定めるということが目的の計画となっております。先ほどの障がい者計画との関連で申し上げますと、障がい者計画の一部、生活支援の分野の実施計画というような位置づけとなります。こちらの表に掲げております目標ですね、これは国が基本指針において成果目標として設定するよう求めている項目でございます。そして数字が入っているものがその目標を達成するための評価の指標として併せて設定することを求められている政策的なものとなります。これらは国として重点的に取り組もうとしていることを示したものでもありまして、法改正などにも関わってくるものもあるかと思われまして、この中で特に力を入れる必要があると考えておりますのが、一番最初の①のところですね、施設入所者の地域生活への移行、また、同じく②のところの精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築でございます。これらは障がいのある方が希望する地域で安心して暮らすための支援体制の整備に関するものでございまして共生社会実現に重要なものであると考えております。

また、11ページのほうになりますけど、④のところですね、福祉施設から一般就労への移行につきましても、これも近年コロナの影響も受けて取組が十分でなかった状況もあってちょっと実績なしというようなところも現状のところ入っておりますが、これについても障がいのある方が自立して生きがいを持って生活していくためには、就労は重要な要素でもありまして、

今後力を入れていきたいと考えております。そのほか6番の、このページの一番下のほうですね、相談支援体制の充実強化などにつきましても障がいのある方の自立の支援のために重点的に取り組んでいきたいと考えております。

12 ページのほうに行きますと5番のところでは第7期障がい福祉計画における重点施策ということで掲げておりますが、これはまさに先ほど申し上げた点でございまして、相談支援事業の充実強化、また、就労への支援、地域生活の支援体制の整備、この3点を重点施策として明確にしておきたいと考えております。また、障がい児福祉計画における重点施策としましては、切れ目のない支援体制の構築といたしまして乳幼児期から学校卒業、障がい福祉サービスへの移行まで一貫した効果的な支援の体制を図ることを掲げております。そのほか、この計画には障がい福祉サービスの提供実績でありますとか、ニーズ調査の結果に基づく各種障がい福祉サービス、障がい児通所支援サービスの見込み量、また、その確保方策についても定めることとしております。

本日は主に進捗や今後のスケジュールの報告が主でそうした数字などの細かい部分はちょっと調整中の部分もありまして掲載はしておりませんが、市民政策コメントのときには全体の素案を委員の皆様にもお示ししたいと存じますので御確認をいただければと思います。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明をいただきました。委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。よろしいですか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 令和4年度末の実績が書いてあるんですが、これの月とか、年とか書いてない一番上のところですかね、地域生活への移行者数と施設入所者数の削減見込みっていうのは、これは年間の数というふうに理解したらいいですか。

◆**星見健蔵委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** 障がい福祉課田川でございます。まず、時点につきましては、令和4年度の末ということで令和5年3月末時点というようなこととなります。それで、この人数につきましては、その年度の累計の人数ということの実績となります。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、よろしいですか。

#### 鳥取市国民健康保険「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」「第4期特定健康診査等実施計画」の策定について（説明・質疑）

◆**星見健蔵委員長** それでは次に鳥取市国民健康保険「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」「第4期特定健康診査等実施計画」の策定について説明をお願いいたします。光浪室長。

○**光浪佐紀子保険年金課医療費適正化推進室長** 保険年金課医療費適正化推進室の光浪です。それでは資料のほうは引き続き13ページ、資料3の13ページになります。御説明いたします。鳥取市国民健康保険におきます保健事業実施計画（データヘルス計画）ですけれども、こちらは国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づきまして、保険者が持つ健康や医療情報を活用しましてPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、評価改善等を行うことで被保険者の健康の保持増進、生活の質の向上を図りまして、健康寿命の延伸やその結果の国保財政の安定化に資するため策定をしております。

また、特定健康審査等実施計画につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき策定しております。特定検診・特定保健指導を円滑に実施し、生活習慣病の発症や重症化予防を進めるため、こちらも策定をしております。両計画とも令和5年度が現計画の最終年度となりまして、現在次期計画の策定を進めているところです。これまで両計画別々に策定をしていましたけれども、健診結果や医療機関が作成するレセプトデータの分析結果など踏まえ、健康課題を明確にして取り組む内容となっておりますので、次期計画より国保部門と保健衛生部門との連携を強化するため、2つの計画を1つにまとめ一体的に策定をしたいと思っております。

計画期間ですけれども、令和6年度～令和11年度の6年間となります。2番の計画の実施体制（事業の推進体制）でございますが、市の保健、医療、福祉等の各部門の職員が中心となりまして、また、鳥取県、鳥取県国民健康保健団体連合会、鳥取市立病院、医師会、薬剤師会等との連携を図りながら事業を推進してまいります。計画の方向性としましては、主なものとしたしましては本市の現状や課題としまして生活習慣病にかかる1人当たりの医療費等、経年的に高いことがありますので、現計画に引続き保健事業の中核をなす特定健康診査・特定保健指導事業や糖尿病性腎症重症化予防事業等を軸としまして生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組を強化したいと考えます。

また、2番ですが、国保の特性としまして被保険者に前期高齢者の割合が高いことがありますので、後期高齢者医療制度や介護部門との連携、連動性を持った事業の展開に努めたいと思っております。また、次期計画より国の方針としまして計画の標準化ということが推進されております。鳥取県では県内保険者共通の評価指標を設定し、県内で共通認識を持ち、目標の達成に努めてまいります。

スケジュールですけれども、令和6年1月、国民健康保険運営協議会へ素案の説明をいたします。また、2月、市民政策コメントの実施を1日～20日まで予定をしております。また、鳥取県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会というものがございますが、そちらへも説明をして必要な助言をいただきたいと思っております。また、本委員会での説明、そして3月計画策定と予定をしております。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。この件につきまして委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** これまでの評価っていうようなことはもうまとまったものがあって、それでまずまとまったものがあると思うんですけど、どういうふうに評価しておられるのかっていうことと、それから計画の方向性っていうところで、さっき生活習慣病の経年的に高いって言われたんですけど、そのことと、それから糖尿病性腎症重症化予防とかいうことを軸として取り組んでいくって言われたこととの関係、だから、糖尿病は多いのかなとか、そういうふうに思ったりするんですけど、そこら辺をちょっと教えてください。

◆**星見健蔵委員長** 光浪室長。

○**光浪佐紀子保険年金課医療費適正化推進室長** 医療費適正化推進室光浪です。これまでの計画の評価というところでございますが、現在分析を踏まえて課題等も抽出しております。その中

で、現在の評価といたしましては、この計画の令和2年度から中盤につきましてはコロナ禍であったということもございまして、各事業のほうが停滞なり事業のほうが実施できなかったというところも大きな原因とも考えておりますけれども、そういった中で進捗のほうがなかなか目標に達することができなかったということが1つございます。それから今回、見直しをする中で、国保部門ですとか、保健衛生部門ですとか、それぞれ事業のほうはやっておるところでございますが、連携がもう少しできているとよいなというところはかなり見受けられまして、もっとより効果的にするためには国保部門だけではなくて、市全体ということも考えまして連動性のある事業のほうをしていく、そのことを踏まえて次期計画では全体の事業をもう少し連動性を持った事業ができないかということで、整備、見直し等を進めているところです。

それから生活習慣病にかかる1人当たり医療費が経年的に高いという説明でございますけれども、委員さんのおっしゃられましたように、外来医療費につきましては、特に生活習慣病、糖尿病のところは経年的に高いところでございます。糖尿病に限らず生活習慣病につきましましては早い段階ではなかなか自覚症状がないというようなところで、自覚症状が出る頃にはかなり重症化しているというところもございます。特に糖尿病につきましては重症化をしますと、いろいろな合併症がありますので、糖尿病で重症化してまた透析治療ということになりますと、医療費のほうもかなり増大をする、本人さんの生活の質も悪化するということになりますので、そちらを重点的に引き続き実施をしていきたいというところでございます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほかよろしいですか。それでは以上で福祉部を終了いたします。福祉部の皆様、大変お疲れさまでした。

#### 【健康こども部】

◆**星見健蔵委員長** それでは引き続き健康こども部に入ります。議案説明に入ります前に、橋本健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思っております。橋本部長。

○**橋本浩之健康こども部長** 失礼します。健康こども部の橋本でございます。よろしくお願いいたします。そうしましたら健康こども部に係る今定例会の案件でございますが、議案3件でございます。議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算の内容といたしましては、現在、駅南庁舎に開設しております妊娠期から子育て期の相談窓口であります子育て世代包括支援センターこそだてらす等児童虐待など困難な家庭環境への支援を行っております、こども家庭相談センター、この機能を一体化しまして母子保健と児童福祉の総合拠点こども家庭センターとしまして、来年4月の開設に向けた準備を現在進めているところでございます。このこども家庭センターの開設に併せまして、子育て支援の包括的な取組を強化するために、現在、本庁舎で業務を行っておりますこども家庭局の2課、こども未来課と幼児保育課、この2課を駅南庁舎に移転することに要する経費として771万8,000円、それから保健センターの光熱費の高騰及び上下水道料の不足分への対応及び寄附金による物品購入経費といたしまして583万2,000円などの増額の補正を提案しております。

次に議案第164号の鳥取市立保育所の指定管理者の指定について及び議案第165号の鳥取市立児童館の指定管理者の指定につきまして、指定管理者選考委員会の選考に基づきまして、次

期の指定管理者を、議案第164号の白兔保育園は社会福祉法人あすなる会、議案第165号の児童館は一般社団法人ともに、に指定するものございます。

そして報告といたしまして、鳥取市公立保育園施設再配置計画の策定について、それから今夏の熱中症対策、環境省の地域モデル事業含みますがこちらの取組について、そして鳥取県東部圏域感染症予防計画、こちら仮称でございますが、この策定についての3件について報告をさせていただきたいと思っております。詳細につきましては担当課長より御説明申し上げますので、御審査のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** ありがとうございます。

**議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）**

◆**星見健蔵委員長** それでは議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会に所管に属する部分について執行部より説明をお願いします。竹内副所長。

○**竹内一敏副所長兼保健総務課長** はい。保健総務課竹内です。最初に私のほうからお断りですが、今回12月補正で人件費の補正を提案させていただいております。人件費のほうは実績に基づく補正ですので、今回は事業別概要で説明させていただくもの以外は省略させていただきますので御了承ください。以上です。それではこども未来課から説明をさせていただきます。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子局長兼こども未来課長** こども未来課小野澤です。議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算の所管に属する部分の歳出の説明をさせていただきます。事業別概要書30ページ下の段です。子育て支援拠点整備費になります。本市では本年4月にこども家庭局を設置し、こどもに関する施策の推進を図っているところです。令和6年度には母子保健と児童福祉の総合拠点、こども家庭センターの設置を予定しており、これに併せて現在こども家庭局内のこども未来課と幼児保育課を本庁舎から駅南庁舎に移転することで、より切れ目のない支援につながるよう整備を進めることとしております。このたびの12月補正予算で移転に係る経費としまして、771万8,000円を計上しております。内訳としまして、文書管理庫、キャビネットになりますけど、381万9,000円、移転作業委託料として57万5,000円、庁舎レイアウト改修経費、表示等の変更経費になります。36万5,000円、業務机等購入経費295万9,000円となっております。

続きまして、債務負担行為の概要について御説明をさせていただきます。事業別概要書79ページを御覧ください。ひとり親家庭学習支援事業費になります。限度額ですが、債務負担の限度額1,092万4,000円、期間といたしまして令和6年度、財源内訳は国の国庫補助金が546万2,000円、一般財源同額の546万2,000円となっております。事業の目的としましてひとり親家庭の生徒に対して学習習慣の習得支援や学習指導を行うことにより、学習の意欲及び学力の向上を目的としております。事業内容は学習教室を市内3か所に開設し、支援対象者に対して学習支援を行なう委託事業でございます。これまでの取組としまして、この事業は平成25年度から生活保護世帯の児童生徒に対する学習支援を開始し、平成29年度からひとり親家庭に対する学習支援、令和2年度から生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援を追加して実施して

おり、現在では生活福祉課、こども未来課、人権推進課の3課の共同事業として実施しております。

平成30年度からは前年度の12月補正において債務負担行為を設定し、4月1日の契約締結と同時に事業の開始を行っております。今年度も本議会で債務負担行為を設定して翌年度に向けた業者選定の準備を開始することで、切れ目のない学習支援を行なうこととしております。今後のスケジュールは令和6年1月に公募型のプロポーザルを実施し、2月に業者選定、3月に参加者募集、4月に契約締結、支援開始の予定としております。こども未来課以上になります。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭相談センター所長 はい。こども家庭相談センター森田です。事業別概要書32ページの下段を御覧ください。妊娠・出産包括支援事業費として404万2,000円を計上させていただいております。これは産後の家族等からの十分な援助を得られず、体調不良や育児不安があるなど、生後4か月未満の乳児と母親を対象として宿泊型の母子ショートステイ、日帰り型の母子デイサービス及び訪問型の母子アウトリーチ、また、乳児の一時預かりを行い保健指導や育児相談、育児手技等のケアを病院や助産所施設等に委託して提供する産後ケア事業の利用増加に伴う実績見込みに応じた委託料の増額373万7,000円と令和4年度の事業の実績に伴う母子保健衛生費国庫補助金の返還金30万5,000円をお願いするものです。

事業の11月末現在の実績としまして、産後ケア事業全体ですけれども、306件の利用がございます。前年同期としましては252件でございまして、令和4年度全体の実績が336件となっております。今年度の実績見込みを427件という具合に見込んでおります。財源内訳としましては、国・県支出金が226万8,000円で、国費のほうですけれども、母子保健衛生費補助金の妊娠出産包括支援事業補助金が153万1,000円と、県の児童福祉補助金の産後ケア利用料無償化事業補助金が73万7,000円でございます。その他の財源の利用者負担金がマイナスの6万3,000円、それから一般財源が183万7,000円となっております。こども家庭課相談センターからは以上でございます。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。事業別概要書の34ページ上段を御覧ください。病院群輪番制病院設備整備事業費でございます。これは救急医療を実施する医療機関の体制整備に係る経費でございます。救急医療を実施する医療機関が当番日における第一次救急医療施設として必要な診療機能及び設備機能の確保のため、医療機器の新規購入、更新に要する経費に対し補助金を交付するものです。補正額は289万5,000円で、財源は国、県、市が3分の1ずつとなっております。なお、本事業は国の予算の範囲以内での配分となりますので、各事業者の総事業費に対する割合で補助額が決まるものではありません。国から県へ満額での配分がないため事業者の負担が生じております。

続いて、そのページの下段です。肝臓がん・肝炎対策事業費です。これは肝炎ウイルス検査及び肝炎や肝臓がん、重度肝硬変の医療費助成のための経費でございます。本県の肝がん死亡率は全国的にも高い状況であるため、その主要要因である肝炎ウイルスの早期発見のため、肝

炎ウイルス検査を実施しております。この検査の対象者はこれまで肝炎ウイルス検査を受けたことがない者で保険者や市町村が実施する肝炎ウイルス検査を受けることが困難な者としており、39歳以下の若い世代の方も対象となっております。例年250件～300件の実績でございましたが、今年度検査を実施する一部の検査機関が本検査に力を入れておりまして、若い世代にも積極的に検査を実施するようになったために実績が大幅に増加しております。そのため、検査費用の増額が必要となりました。補正額は327万円で財源は国からの補助が130万円残りの137万3,000円が一般財源となっております。

続いて、35ページ上段を御覧ください。こちらは新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う減額補正です。医療機関等での行政検査の実施件数減少に伴う減額、また、入院医療費の公費負担についての実績増加に伴う増額、そして会計年度任用職員の減員による報酬の減額を行うものです。補正額は3億8,921万8,000円で、その内訳でございますが、検査費用については4億959万3,000円の減額、入院医療費公費負担は2,241万6,000円の増額、人件費は204万1,000円の減額でございます。財源は国の補助金が1億7,334万3,000円、残りの2億1,587万5,000円が一般財源となっております。

続いて、そのページの下段です。保健所体制強化事業費でございます。こちらも新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う減額補正です。昨年9月より設置しておりました鳥取市陽性者コンタクトセンターが今年9月に県の新型コロナウイルス感染症相談支援センターに統合されたことに伴い、委託料や派遣職員の経費など減額するものです。補正額は9,806万1,000円で、その内訳でございますが、委託料が7,138万3,000円、派遣職員の経費が1,773万円、治療費が594万8,000円の減額でございます。財源は国の補助金が6,218万2,000円、残りの3,587万9,000円が一般財源の減となっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課西尾です。事業別概要書36ページ上段を御覧ください。施設管理費です。この事業は保健センターの施設管理費になります。補正させていただき内容としましては2点ありまして、1点目は寄附金を活用し、健康づくりや子育て支援に活用する物品を購入する経費となります。明治安田生命さんから全国の自治体や地域の団体に、私の地元応援募金として寄附をされておりますけれども、本市のほうにも御寄附を毎年いただいておりまして、本年度は11月の6日に御寄附をいただきました。本年度で3回目の御寄附となります。その寄附金を活用しまして、健康づくりや子育て支援に活用する物品を購入しようと考えており、その購入経費は106万6,000円となります。寄附の額と同額となります。2点目ですが、用瀬、気高、鹿野の保健センターの光熱水費等の増額補正となります。

①の用瀬、鹿野保健センターにつきましては、光熱水費の実績見込みに応じた補正として120万6,000円の増額、それから②番の気高保健センターにつきましては、こちらは指定管理施設になりますけれども、適切な施設管理と市民サービス継続のために光熱費の高騰による管理運営経費追加分といたしまして356万円を指定管理料に上乗せして支払うための増額補正となっております。この財源につきましてはコロナ地方創生臨時交付金を活用しております。この2つの事業を併せまして補正額は583万2,000円、財源の内訳は国・県支出金、これコロナの交



付金になりますが、356万円、その他財源といたしまして寄附金が106万6,000円、諸収入、こちらは用瀬、鹿野保健センターの光熱水費の負担金になります。87万4,000円、残りの33万2,000円が一般財源となります。

続きまして、事業別概要書37ページ上段を御覧ください。不妊治療費等支援事業費になります。不妊治療費につきましては、令和4年度から保険適用となっておりますが、先進医療や保険適用外となる診療などにつきましては、現在助成を行なっているところです。補正する事業内容については3点あります。1点目は不妊治療費助成金を支払う扶助費の実績見込みによる減額になります。扶助費につきましては年度当初、約400件程度の申請を見込みまして3,719万円を計上しておりましたが、これまでの申請状況、当初の見込みよりかなり減っている状況でございまして、本年度の実績を約160件の申請と見込んでおります。扶助費としましては1,305万円を見込んでいます。これによりまして、2,414万円を減額しようとするものでございます。

2点目は令和4年度の中核市関連事務県負担金の返還金として973万3,000円の増額、3点目は会計年度任用職員の実績見込みに伴う人件費といたしまして1万6,000円の増額、合わせて補正額1,439万1,000円の減額をお願いするものでございます。財源の内訳は人件費に係る県の補助金が8,000円の増、その他財源といたしまして、中核市関連事務県負担金になりますが、2,414万円の減、一般財源974万1,000円の増となります。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 森原課長。

○**森原秀雄生活安全課長** はい。生活安全課の森原です。事業別概要書37ページの下段を御覧ください。動物愛護管理推進事業費の補正予算になります。査定後の要求額は86万円の増額です。内訳は犬管理所の電動シャッターの修繕費50万円、決算見込みによる人件費の増額が36万円となっております。財源は全て一般財源です。30万8,000円の査定後の減額につきましては、更新冷凍庫を新規購入からコロナワクチン冷凍庫を再利用することに変更したためです。松並町3丁目にある市の動物収容施設である犬管理所につきましては、平成3年度に県が建設し、中核市移行時に県から借用して使用しております。建設から30年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況です。このたび建設当初から犬管理所に設置されている電動シャッターが故障したため、収容動物の管理等業務に支障を来たさないよう修繕を行うものです。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 御説明をいただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

#### 議案第164号鳥取市立保育所の指定管理者の指定について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第164号鳥取市立保育所の指定管理者の指定について説明お願いいたします。濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** はい。幼児保育課濱田です。それでは議案第164号の鳥取市立保育所の指定管理者の指定について御説明させていただきます。資料は令和5年12月市議会定例会付議案の85ページを御覧ください。また、本日、選定団体の提案内容などについて掲載しており

まず福祉保健委員会付議案等説明資料、資料2のほうですが、こちらのほうに提案内容等を載せております。まず、説明させていただく前に、この資料2の訂正のほう、申し訳ないですが、お願いいたします。3ページ目の表題の部分でございます。議案第164号鳥取市立白兔保育園の指定管理者の指定についてという表題になっておりますが、こちらの白兔という記載を削除いただいて、正式には鳥取市立保育園の指定管理者の指定についてということで、訂正をお願いいたします。それでは説明をさせていただきます。

こちら今年度末をもって指定期間満了となる鳥取市立白兔保育園の指定管理者について、職員の頻繁な交代が適当でない施設に該当することから、今回、公募によらず現在の指定管理者である社会福祉法人あすなろ会を指名し、募集を行い、指定管理者選考委員会により選定を行った結果、当法人を指定するものでございます。指定管理期間は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間としております。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 説明をいただきました。委員の皆さんから聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

#### 議案第165号鳥取市立児童館の指定管理者の指定について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは次に議案第165号鳥取市立児童館の指定管理者の指定について説明をお願いします。濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。引き続き議案第165号鳥取市立児童館の指定管理者の指定について御説明いたします。資料のほうは先ほどの付議案の87、88ページを御覧ください。こちらの選定団体の提案内容についても、先ほどの資料2の14～28ページに掲載させていただいております。こちら今年度末をもちまして指定期間満了となる鳥取市立下味野児童館ほか11館の鳥取市立児童館の管理運営を委託する指定管理者の公募を行い、応募のございました1法人について指定管理者選考委員会により選考を行った結果、現在の指定管理者でもあります一般社団法人ともに、を指定するものでございます。指定期間は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間としております。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。この件につきまして、委員の皆さんから聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいですか。

#### 令和5年陳情第10号子どものために保育士配置基準の引上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして令和5年陳情第10号子どものために保育士配置基準の引上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書の提出を求める陳情の審査に入ります。この件につきまして、委員の皆さんから質疑、御意見等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 坂根委員がおられないんですが、後半の委員会に回させていただいたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** そのほか。ただいま岩永委員のほうから後半の委員会という御意見がござ

います。じゃあ、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

#### 鳥取市立保育施設再配置計画の策定について（説明・質疑）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きましてその他の報告に入りたいと思います。まず、初めに鳥取市立保育施設再配置計画の策定について執行部より説明をお願いします。小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課小野澤です。本日の資料の29ページに資料をつけております。御覧ください。鳥取市公立保育施設再配置計画の策定についてです。本日、お配りしています2枚目の資料、概要版をつけているんですけども、ちょっと文字等が小さくて見えないということで、本日、追加の資料でグラフと表につきまして拡大したものを添付させていただきました。この計画の目的及び背景につきまして、本市では現在、公立保育施設22施設、公設民営保育施設1施設、公立幼稚園3施設の計26施設を設置しております。現状として老朽化により施設の更新を間近に迎える施設が多いことや地域によって入所児童数に差があることなど、市全体としてバランスのいい施設整備が必要となっております。

本市におきましては、平成21年に鳥取市保育園民営化ガイドラインを策定し、公立保育施設の民営化を進めてまいりました。また、本市が有する公共施設の更新に関する鳥取市公共施設再配置地基本計画が平成28年に策定され、その計画にも公立保育施設の方向性や更新等の検討時期について示しております。このことから本市では保育・教育環境の向上を図りつつ、適切な配置等の方向性を示した本計画を策定することといたしました。併せて民営化ガイドラインの計画期間満了に伴う方針も本計画に盛り込んでおります。

2番の基本方針です。基本方針として3つの方針を示しております。方針1として、公立保育施設の設置として中学校区を1つの地域と捉え、原則として地域内に1つ以上の保育施設が維持されるよう配置します。方針2として、公立保育施設の更新検討方法として新規の施設整備ではなく、既存施設の建替えや改修等を基本といたします。施設更新は鳥取市公共施設再配置基本計画に定める更新等検討時期が到来した施設から優先的に検討いたします。更新優先順位は施設の劣化状況、児童数の推移、地域の実情等相互的に勘案し決定します。

方針3として公立保育施設の民営化・統廃合の検討方法として本計画案に示しています民営化・統廃合ガイドラインの内容を基本として検討いたします。民営化の時期は原則、施設の老朽化に伴う建替え・改修等と併せて行いますが、公立保育のみが設置されている地域は民営化の対象外といたします。統廃合の検討は原則、入所児童数が20人未満となった施設を中心に行い、発達過程の子どもが集団・社会生活の中で豊かな人間性を育むことができる環境整備を図ります。なお、対象施設以外に保育施設がない地域は、統廃合の対象外といたします。

今後のスケジュールといたしまして、令和5年12月本委員会にて報告をさせていただき、社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員に報告し、意見をいただきます。その後、1月に市民政策コメントを実施し、2月に市民政策コメント等との意見を踏まえ計画案の最終検討を行い、3月の審議会専門分科会に報告させていただきます。3月の福祉保健委員会で本計画について報告させていただき、策定とさせていただきます。説明のほう以上となります。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございま

すか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 公立保育施設再配置計画の策定を行いますというのは、これまでも情報提供いただいていたんでしょうか。今回、初めてかなと思ったりするんですが、私の勘違いでしょうか、ということが1つ。それから今回、出ている3つの方針は、これは柱で多分もっと前書きがあったり現状があったりしての計画になるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういうものは案の段階で福祉保健委員会には提案されないのかということ。まず、この2つについてお願いします。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** はい。こども未来課小野澤です。計画につきましては内部のほうで策定のほう進めておまして、素案ができましたのが本当にこの12月に入ってから状況になりまして、福祉保健委員会さんのほうには今現在報告させていただいております。それと素案につきましては、内容のほうはすごく詳しいものがございますので、市民政策コメントの公表と併せて議員の方々にも配付させていただく予定としております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** これまでの第2期保育園民営化ガイドライン、これ新しく建て替えるときには民間に移譲するというような中身で、今回、再配置計画というものが、がらっとというか、方針も変わるものなのに、もっと早い段階で福祉保健委員会に、こんなものを考えているとかいうようなことを出していただきたかったというふうに思います。意見が1つと、それから基本方針が3つ書いてあって、例えば、中学校区を1つの地域として捉え、原則として地域内に1つ以上の保育施設が維持されるよう公立保育施設を配置しますということは、中学校区に民間施設も含めて保育施設が1つ以上もないという場合に、公立保育施設を配置しますよということですね、確認と、それから方針3のところの民営化・統廃合ガイドラインって、これは何でしょうか。それから方針3の3つ目のポチの入所児童数が20人未満となった、そういう施設は統廃合を検討していくということなわけですけど、これ20人未満の基準は何でしょうか、質問です。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課小野澤です。方針1の中学校区を1つの地域として捉えて、地域内に1つの保育施設ということで、公立・私立問わず保育施設が1中学校区に1つ以上配置できるようにということで、こういう方針を立てさせていただきました。現状として中学校区に公立しかないというようなところもかなりございますので、そういった園については設置の状況が続けていくという方針でございます。それと、一番最後の民営化・統廃合ガイドラインというのも、この計画の中でこのガイドラインも記載しております。それとあと、この統廃合の検討の入所児童数が人数20人未満となった施設を中心にとということですけども、20人未満となった場合に、集団とか、社会生活の人間性を育むことが少し難しい状況になっているところが現状でもございまして、そういったところから統廃合の検討を進めていくという方針になっております。以上になります。

◆星見健蔵分科会長 岩永委員。

◆岩永安子委員 例えば河原には西郷保育園、散岐保育園、それから河原あれ、これ2つでしたっけ。

◆秋山智博副委員長 19番目。

◆岩永安子委員 19番目。河原あゆっこ園とかね、河原幼稚園とかあるわけですけど、それぞれこれまでの経過っていうのがあると思うんですね。そういうことはやっぱりちゃんと維持されないといけないんじゃないかなっていうふうに思いますし、それから佐治の保育園、用瀬保育園、旧町村の、さっきの河原も旧町村ですけど、それぞれその地域に保育園がないといけないというふうだと思うんですけど、こういうふうにくくって方針出されると、でも、個別にそれぞれ見るとそれぞれ経過があったり、地域性があったりするんで、やっぱりきちんと地域に保育施設維持していくっていうことが大事じゃないのかな、こんなくくってしまうということはいけないんじゃないのかなというふうに思いながら読んでんですが、どうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。この計画ですけども、一応その基準として定めさせていただいたということであって、今すぐにこういったことを統廃合に結びつけるというものではございません。書いてございます公立保育施設の更新の検討方法というところに書いていますけども、鳥取市公共施設再配置基本計画に定める更新等検討時期が到来した施設から検討を始めますということは基本の大前提となっております。先ほどお配りしましたこの大きいほうの表ですね、園名がたくさん書いてある表に更新検討時期というのが書いてございます。こちらの方が公共施設の再配置基本計画の第1期、第2期という検討時期を示したものになりますので、こちらのほうの検討時期が来たときにこういった定員であったりとか、地域の状況っていうのを検討させていただきますけども、あくまでもこれは基本的な基準でございまして、本格的に統廃合に入る場合には地域の方の声であったりとか、保護者の方の御意見であったりとかというのを伺いながら進めていくこととしております。以上になります。

◆星見健蔵分科会長 岩永委員。

◆岩永安子委員 基本的基準であるということで伺いました。私も保育施設のことについては決してまだまだ十分よう分かってないところがありますので、できるだけ情報提供を丁寧に早めにしていただきますようお願いしたいと思います。

◆星見健蔵分科会長—そのほかございますか。よろしいですか。

#### 今夏の熱中症対策（環境省地域モデル事業を含む）の取組について（説明・質疑）

◆星見健蔵分科会長 それでは次に今夏の熱中症対策（環境省地域モデル事業含む）の取組について説明をお願いいたします。竹内副所長。

○竹内一敏副所長兼保健総務課長 保健総務課竹内です。それでは資料は31ページを御覧ください。この夏の熱中症対策の取組について御報告をさせていただきます。まず、この夏の気象状況からになります。今年の夏は本当に暑くて気象庁のほうでも今年の夏の7月、8月、9月の

各月の平均気温は統計を取り始めた125年間で最も高かったと発表しています。また、鳥取地方気象台のほうでも1943年に統計を取り始めて以来、鳥取市の猛暑日日数が過去最多の今回34日となりました。また、7月22日～8月6日には過去最長の16日連続の猛暑日となっております。右のほう、真ん中のほうですか、年度ごとの7月～9月の猛暑日日数と真夏日の日数を載せております。先日、中核市の統括本部会議の資料をお配りしたんですけども、ちょっと猛暑日の日数が間違っておりましたので、こちらのほうを正しいと思って御覧いただければと思います。それから7月～9月における令和5年の猛暑日の日数については、令和4年の約2倍となっておりますし、令和元年～令和4年の平均を比べても約2倍でございました。中段右側に熱中症の搬送者数の人数を載せております。令和5年は合計で262人ありました。高齢者が16人と6割を超えている状況でございました。

次に年代別の搬送人員数の傾向・課題と対策についてです。中ほどの表、見ていただければと思うんですけども、高齢者、65歳以上では半数以上が住居内におけるものでございました。高齢者の方は自身の体における暑さの感覚とか、喉の渇きに気づきにくい傾向があることから、自覚症状が現れないうちに熱中症を発症し、発見が遅れるケースも多くみられております。成人、18歳以上65歳未満ですけども、工作中とか、お墓の掃除、それから屋外での作業、また、その作業後に搬送されるケースが目立っております。少年、7歳以上18歳未満ですけども、発生状況の大半は運動によるものとなっております。あまり重症化するケースはないと思われがちですけども、今年度、重症による搬送者数のうち1件、部活中に意識喪失をするという少年の搬送が起きております。この日は熱中症アラートが発表されている日でございました。また、砂丘での観光中に熱中症を発症するというケースも見られております。

一番下、乳幼児、6歳未満ですけども、昨年、一昨年と搬送はなかったんですけども、今年度はエンジンのかかっていない車内に閉じ込められるというケースが1件発生しております。それぞれの年代によりまして、発生する要因とか傾向がありまして、それぞれ熱中症の起こり得るケースに応じた予防対策が求められております。右側に考えられる対策として載せておりますけども、それぞれの年代に応じた対策に取り組んでいくことが求められているということになっております。

続いて下のほうに行きます。2番目、環境省の地域モデル事業の取組について御紹介させていただきます。今年度、環境省のモデル事業に取り組みさせていただきました。3つの主な事業を行いました。まず、1つ目が独居高齢者の屋内における熱中症対策でございます。搬送される高齢者の半数が住居内で発生ということもありまして、今回、民生委員さんに御協力いただきまして市内在住の75歳以上の独居高齢者の方に温湿度計を配布し、また、アンケート表も記入いただくことで熱中症対策の意識づけを目指すことといたしました。温湿度計とアンケートの配布数は2,961部、回収が2,256部でしたので、アンケートは約76%回収ができました。

続いて32ページをおはぐりください。その際の高齢者のアンケートの結果をまとめております。高齢者のアンケートの結果としましては、水分補給とか、エアコン・扇風機の使用、それから暑いときは無理しないなど基本的な対策は取っておられました。中段に暑い環境下における年代別の体感を載せております。各個人が記入していただいた部屋の温度・湿度から、こち

らのほうで暑さ指数を算出しまして、警戒あるいは嚴重警戒に当たるときに各個人が体感をどう感じていたかを調べてみました。そのグラフのように年代が上がるにつれて、暑い、やや暑いと感じる割合が減っているのが分かると思います。高齢になるほどやはり暑さを感じにくくなり、90代では暑さ指数が嚴重警戒でも4分の1の方はちょうど良いと感じておられました。年代が上がるにつれ暑さの感じ方も変わってくるという結果が見受けられております。

下のほうに行きまして、民生委員さんの感想・御意見のまとめをしております。民生委員さんにも回収に当たって御自分の御意見なりを自由記載として記入していただきました。温湿度計が見やすく非常に好評であったとか、毎日アンケートを記入されることにより、温度・湿度を気かけられるようになったといった、温湿度計を活用した高齢者の熱中症対策に対しては肯定的な意見を多くいただいております。また、民生委員さんには暑い中、本当に御負担をおかけしたんですけれども、アンケートのほうも代筆とか、何度も説得していただいて御苦勞をおかけして、そのおかげで多くの高齢者の方の熱中症予防にもつながったと考えております。今回、民生委員さんに御協力いただいたということで、地域のつながりを大切にしながら高齢者自身が熱中症の危険を認識し、積極的な予防を心がけるように今後も促していきたいと考えております。

33ページになりますけれども、2つ目の大きな事業としてクールシェルターの取組を強化しました。平成25年度からクールシェルターの取組をしていたんですけれども、コロナの影響によりましてここ数年はクールシェルターの取組を休止しておりましたけれども、今年、参加施設を募りましてクールシェルターの取組を行いました。合計で131施設がクールシェルターの登録をしていただきました。その施設には新しくステッカーを配布して、そのステッカーには施設からの一言も書けるようにして気軽に施設に入っただけのように行いました。このクールシェルターにつきましては、チラシとか市報、それからテレビ、新聞等による紹介を行ったり、クールシェルターのマップを鳥取市のウェブサイトにも載せて周知を図っております。施設のほうにアンケートも行わせていただきまして、その御意見としましては、利用者に喜んでもらえたとか、施設の利用目的以外の方にも利用いただく機会ができたというような御意見をいただきました。その一方で、電気代が高騰しているため経費の負担があったとか、まだまだクールシェルターの認知度は高くないといった御意見もありました。来年度以降もこの取組は引き続き行う取組になりますので、このような御意見を踏まえて、また、対策に取り組んでいきたいと考えております。

それから3つ目の事業としまして、熱中症予防対策の啓発動画を制作させていただきました。この啓発動画はテレビCM、それから高齢者サロン、それから健診等の待ち時間、観光施設などで活用していただきまして、熱中症予防の啓発を行いました。鳥取市のウェブサイトにも掲載しまして、誰でも、一般の方でも見られるように啓発を行っております。3番、今後の取組です。今回、高齢者の対策を行わせていただきました。やはり高齢者につきましては、自分事として気づいていただくことが必要だと感じております。様々な媒体によりまして、注意喚起とか、予防対策を引き続き呼びかけていくのですが、どのようにしたら効果的に高齢者の方に届くのか、一般の方もそうですけれども、どのように啓発ができるのかということも、も

う一度考えてみたいと思っております。

クールシェルター、来年度も引き続き行います。今回施設側のアンケートも取ったんですけども、来年度には、今度利用者のほうのアンケートも取ってみたいと考えております。引き続き認知度の向上に向けたPRの強化を努めていきたいと考えております。熱中症予防対策動画については様々な機会を利用して、活用して予防啓発を行っていききたいと思っております。

最後に、その他庁内の取組ですけれども、今年を取組前の4月と取組後の10月ですかね、庁内の対策の担当者会議を開きました。そこで取組等の情報共有を行っております。来年度以降も引き続き実施状況等の共有を行うとともに、各部署で関係する事業所、施設、それから市民の方々への熱中症対策を共に推進していきたいと考えております。以上で報告を終わります。

◆**星見健蔵委員長** 説明をいただきました。委員の皆様でこの件につきまして質疑、御意見等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 今日の資料じゃなくて、以前に議員に配っていただいた資料の中に、民生委員さんの声が載っていました。エアコンの利活用について、エアコンあっても電気代を気にして使わない人がおられたとか、我慢しておられる方があったりして心配だったとか、民生委員さんが今回の取組をされて感じられたことが紹介されていて、やっぱりそういうところを今後の取組に生かしていく必要があるんじゃないかなというふうに思ったんです。それで今後の取組についてクールシェルターや熱中症の予防対策動画のことなんかは言われたりしたんですが、エアコンがなかなか上手に活用されていない、特に高齢者の方。それから今回対象にしたのは75歳以上の独居の方だけだったということで、高齢者2人のみの家庭の危険も大きいと感じているというようなこともありましたし、何かさっきの今後の取組の話を聞くと、もう来年はもっと広げて取り組むとかいうことじゃないんだなと思って、ちょっと民生委員さんが感じたようなことが生かされるんじゃないかなというふうに思ったんですが、そこら辺は何か考えていただけないでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 竹内副所長。

○**竹内一敏副所長兼保健総務課長** 保健総務課竹内です。来年度ですけれども、今年のように大きなモデル事業をするかどうかというのはまだ決めてはないので、一般的な話をさせてもらったんですけども、今年度75歳以上の高齢者の方に温湿度計をお配りして、まだ配りきれてないというか、余っている温湿度計もあります。実際に予定していた数よりも減っていますので、ありますのでそちらのほうは公民館さん、それから民生委員さんともお話をさせていただいて、何とか活用していきたいなというふうに、今、考えているところです。これについては75歳以上とかがいうことにこだわらずに、民生委員さんで例えば本当に危ないって言ったらおかしんですけども、ちょっと様子を見ないといけないっていう方とかにも、例えばこれを持って行って、啓発呼びかけていただくとかいうこともしていただきたいなというふうに考えておまして、また、改めて来年度に向けては民生委員さんにもお話はしたいなというふうに考えております。

それでエアコンについては、今年度は、特にエアコンの使用については民生委員さんとかには話を実際しておりません。ですので、多分民生委員さんが気づかれた本当で御感想だと思ひ



ます。中には、先ほど委員さんおっしゃられたように、電気代のことを気にされるとか、そういう方もいらっしゃいますし、そもそもあってもつけてないという方、風が嫌だとか、そういう方もいらっしゃるので、エアコンのこともそうなんですけども、例えばエアコンを使わないとしてもこういう熱中症対策できますよって、今年も呼びかけてはいるんですけども、改めてそういうのも呼びかけていこうかなというふうに考えております。現段階ではそのようなことにしております。

◆**星見健蔵委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** アンケートも老人クラブだとか、いきいきサロンだとか、今年アンケート活用による意識づけの取組だったと思うんですけど、高齢者の方が集まっているところで、みんなはどうなっているみたいなアンケートでもって、意識づけにつなげていくような取組がやっぱりいろんなところで行われると具体的な熱中症対策につながるんじゃないのかなと、温湿度計がなくなっても。というふうに思いますので、ぜひ、今年を取組を上手に生かしていただいて、きっとこの暑さというのは続くと思いますので、対策につなげていただきたいなと思います。

◆**星見健蔵委員長** そのほかございますか。よろしいですか。

#### 鳥取県東部圏域感染症予防計画（仮称）の策定について（説明・質疑）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして鳥取県東部圏域感染症予防計画（仮称）の策定について説明をお願いいたします。雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** はい。保健医療課雁長です。資料のほうの34ページになります。鳥取県東部圏域感染症予防計画（仮称）でございますが、策定について説明させていただきます。この感染症予防計画は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条の規定に基づき策定するもので、感染症の発生・まん延時における保健・医療体制の整備等、感染症予防のための施策の実施に関する計画でございます。これまで予防計画は都道府県に策定義務がありましたが、令和4年12月の感染症法の改正により、保健所設置市にも策定が義務付けられたことに伴い策定するものです。なお、本計画は、鳥取市保健所が管轄しております東部圏域を対象とした計画としております。主な内容ですけれども、新型コロナウイルス感染症に関するこれまで3年間の取組を踏まえ、次の感染症の危機に備えるため、新興感染症の発生、蔓延時の医療体制、検査体制、療養体制、保健所の体制整備などが盛り込まれたものとなっております。

本計画の主な項目については資料を御参照いただきたいと思います。この計画は流行開始から1か月間で体制を求められておりました。今回のコロナの第6波のレベル時期としましては、令和4年2月の対応体制を想定とした内容となっております。計画の期間は令和6年度～12年度までの6年間となっております。作成及び進捗管理ですが、保健所設置市が定める予防計画は、都道府県が設置する連携協議会において協議することと感染症法で定められておりますので、鳥取県が設置しております鳥取県感染症対策連携協議会において協議し、作成・進捗管理していくこととしております。なお、この連携協議会ですが、感染症法第10条2項に基づく協議会でございます。感染症の蔓延防止のための施策の実施に当たっての協力体制の整備

を図ることを目的に設置されております。

今後のスケジュールですけれども、現在県が定めております予防計画と整合性を図りながら素案を作成中でございます。来年1月に市民政策コメントを実施し、計画の案を作成後2月に開催される鳥取県感染症対策連携協議会において協議する予定にしております。その後3月にこの福祉保健委員会で報告をさせていただいて策定、4月の施行の予定でございます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明をいただきました。委員の皆様から本件につきまして質疑、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。西村委員。

◆**西村紳一郎委員** すみません。コロナって一言も入っていないんだけど、コロナを検証してこの感染症予防計画というのは当然立てられるものと思っているんですけど、そこら辺お尋ねしたいと思います。

◆**星見健蔵委員長** 雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** 先ほども内容のところで言わせてもらいましたけれども、もちろんコロナの感染症に関するこれまでの取組を踏まえた計画になっておりますので、コロナ以外の1類から5類の感染症全てにおいて対応できるような内容となっております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** よろしいですか。そのほかございせんか。それではないようでございます。これで健康こども部を終了します。健康こども部の皆様ありがとうございました。

#### 令和5年度議会報告会・意見交換会について

◆**星見健蔵委員長** それでは委員会を再開します。その他ということでございます。令和5年度議会報告会・意見交換会についてということでございます。この件につきまして、広報委員であります谷口委員さんのほうから、まず説明をお願いしたいと思います。

◆**谷口明子委員** 令和5年度の議会報告会・意見交換会についての反省点について、皆様からありましたらお願いしたいと思います。それで、今回テーマ福祉保健委員会から少子化問題についてと認知症についてと皆さんで話し合いをして出ささせていただいたんですが、一般から参加していただく方の希望を取らせてもらったときに、希望者が若干認知症についてだけ1名おられたんですけども、ほかがいらっしゃらなくて、それで、その1名の方にもほかの後の4つのテーマに入っていただく形でお願いして、4つのテーマで今回意見交換会をさせていただいたという経緯もあります。

そういったこともありますので、福祉保健委員会としてのテーマが、今回なくなってしまったということもありますし、皆さんから意見を出してもらえたらと、ほかのことでよいので出していただければと思います。ありませんでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** どういう、ちょっと先に、その意見交換会の議題あったじゃないですか。私なんかSDGsとかというチームに入ったんだけど、それでこの福祉保健委員会としては、こういうものをとということまで上げておったと思うんですね。それに関しては意見交換なされなかったということなんですか。それだったら、何のために福祉保健委員会でそんなテーマを出す必要ないっていう話になる。

◆西村紳一郎委員 谷口明子委員 応募者がなかった。

◆岩永安子委員 応募者がなかった。

◆星見健蔵委員長 応募者がなかった。それはだけどいかなもんな。いや、いや、その応募者がなかったってね、はっきり言って、その委員会としてこれとこれについて意見交換をしてほしいという議題を出してですよ、ところが応募者があろうとなかろうと、私なんかSDGsって訳も分からせんのに、そんなもん入れられて、そんなことより、それだったらそういう福祉保健委員会を出したテーマについて、私、協議したかったんですよ。だから、出られた方でも認知症であったりそういったことということはね、誰しも身近に感じておられることだと思うのだが、だから、私はその議題を何のために出さしたのかという議論もせんのにね、その辺からまず議論して意見交換、議論してほしい、広報委員会で。

◆谷口明子委員 分かりました。

◆星見健蔵委員長 私はそういう思いです。そのほか岩永委員。

◆岩永安子委員 希望者がなかったということで、私は仕方がないのかなと思ったんですけど、だけど、星見さんはSDGs、私は度忘れしちゃった。私は、SDGsではなかったんだわ。

◆谷口明子委員 SDGsになっておられる。

◆岩永安子委員 私もSDGsだ、星見さんと一緒だった。そうだ。そこだったんですよ。だけど、事前にやっぱり私、福祉保健委員会で上げたテーマじゃないので、鳥取市のSDGs計画、未来案のパンフレットは1枚配られていたんだけど、じゃあ、どういう話合いにしていこうというふうに思っているのかとか、認識深めるための、何にも事前の話合いがなかったわけですよ。それで、広報委員会は持っているかもしれませんが、やっぱりどういうふうな話合いにしていこうと思っているのかみたいなこととか、こういう現状ですよということを踏まえて会議に参加してくださいね、なんてことがあってしかるべきじゃあないのかなと思うんです。

そういうことはまるでなかったもので、そうして行ってみたら、委員長がそのSDGs未来都市、その鳥取のテーマに基づいて話をするんですよって言うんだけど、参加者の人にはそういうパンフレットも配られていなかったという状況でしたので、それで、始めてみればそれぞれの方がSDGsについて自らの意見を持って参加しとられたので討論ができたわけですけど、ちょっと何かね、取り組む私たちの側に対する共通認識やら、援助やらがなかったの、やっぱりそういうことをきちんとして取り組むべきじゃないか。それで、特に私たちみたいに違うテーマで参加しないといけなかった者に対しては余計にそういうものが必要だったんじゃないのかなというふうに思っております。

◆谷口明子委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか意見として。玉木委員ありませんか、参加されて。

◆玉木裕一委員 そうですね、でも、事前にパンフレットいただきましたし、私も駅前の、あれかな、活性化とか駅前周辺のものでしたけど、興味もありますんで、事前にちょっと調べながら自分のこう意見を言わせてもらったりもしたんです。確かに言われるように、それぞれの委員会でしっかり視察なり勉強してきたことを基に、市民の方に伝えたほうがより何かいいかもしれ

ませんね、市民の方にとってもね。というのが今、皆さんの意見で感じて……。勝手に割り振られていたんで、置かれた状況で頑張ろうと思って。

◆西村紳一郎委員 そこはもう広報委員会に。

◆玉木裕一委員 のほうがね、決められていたんでね。またやられたところでやろうかと思ったんですけど、確かに常任委員会ごとにやったりしてもいいかもしれないなというのは感じました。

◆星見健蔵委員長 それと、私気づいたんだけど、ちょっとものすごく多いところは多かったんですよ、人数が。参加者と委員さんも多いし、倍ぐらいおられたところもあって。

◆玉木裕一委員 いや。ちゃんと割り振っていましたよ、人数も。

◆星見健蔵委員長 いや、9人ぐらいのところ、14人とか。

◆谷口明子委員 一応平均してはありましたけど、ちょっと。

◆寺坂寛夫委員 3人多かったんじゃない。

◆谷口明子委員 3人、そうですね。一番、増減3人ですね。一番多いところと少ないところが3人差ですね。

◆西村紳一郎委員 それを認知症にすりゃよかった。

◆谷口明子委員 その方が希望されたのが一番多いところだったと思います。それが私のところだったんですけど。

◆星見健蔵委員長 それで希望募られた。

◆谷口明子委員 そうですね。

◆星見健蔵委員長 なるほど。しゃあないな。当日の参加人数にもよるし、急遽欠席になられた方とかもあつたみたいだし。だけど、強いて言えばね、やはり事前に委員会でどういうテーマって、そこまで絞るとるわけなんで、時間要しとるわけですよ。だから、やはりそういった課題に対する意見交換というものを、それぞれの常任委員会で出されたものに関してやっぱり議論してほしいなとその点思いました。

◆谷口明子委員 私も大変思いました。

◆星見健蔵委員長 委員さんとして、今のようなことでよろしいですか。これ以上に何かせえとかあるんですか。

◆谷口明子委員 もし、ちょっと、公明党のほうでいろいろちょっとね、意見が出た1つに、運営面で、もし意見があればどうですか。

◆星見健蔵委員長 うちの班としては上手に進められたと思いますよ。

◆谷口明子委員 全体。

◆星見健蔵委員長 分からん。人げの見てないし。

◆谷口明子委員 そうか。

◆西村紳一郎委員 我々のところはな、結構意見が出た。

◆星見健蔵委員長 うん、数が少なかったし、それぞれ皆さんが意見出された。だけど、数が大きかったら時間なっちゃうが、もうしゃべりかけたら。

◆西村紳一郎委員 数が多かったら一つ一つの意見に時間を制約せんと、公平にならんかも。

- ◆谷口明子委員 上手にされたところ、本当にね、きちっといい感じをまたどうですかね。はい。
- ◆星見健蔵委員長 皆さんよろしいですか、以上のようなことで、この報告会についての反省点とか思った御意見とかはよろしいですか。はい、玉木委員。
- ◆玉木裕一委員 最後の発表とかも、何か登壇席とかでやったほうがおもしろそうだなとか思ったんですけどね、前でやらずに。ちょっと聞こえづらかったみたいなところもあったんで。パネルを表示していたんで、ちょっとスペースの加減もあったかもしれないです。せっかく議場でこう発表するんだったらとか思ったりもしましたけど。ちょっと余談ですけど。
- ◆谷口明子委員 ありがとうございます。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 例えばSDGsのところでお出された意見やなんかは、文教経済委員会で議論をしたりなんかするんですかね。結局あそこの場で出された意見は広報委員会がまとめて、ただ出す、当局に、管轄のところに出すだけで、私たち議員は何も議論しないのかなっていうのが非常に何か無責任な感じがするんですけど。
- ◆谷口明子委員 出された意見に対して、改めて各委員会、そのテーマを出した委員会で話し合い、また意見をどうだったかとかいうところですか。
- ◆寺坂寛夫委員 それは違うんだで、執行部に対しての意見だけ。
- ◆星見健蔵委員長 だけ、そうそう。はい、西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 この意見交換で課題が出て、当局、市長部局に対する質疑等があった場合は、議長名で市長に回答求めて、ホームページ上でその回答する、そういうことになってますんで、だから、そのまんまじゃなくして、もらった意見に対してはお返しするような形になってます。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 そこなんですけどね、それはぜひ広報委員会でも議論していただきたいと思うんですけど、じゃあ、議会はそこで出された意見を右から左に、はい、こんなんが出ましたよって出すだけでいいのかなと。それを主催した市議会は、市議会として検討する、こういうふうに考えると。その上で出すものは出す、あるいは議会としてどう考えるみたいな、何か自分たちで何も考えずに出す、それがずっと来ているんですけど、そういうもんだっていうことでずっと来ているんですけど、それでいいのかなというふうに思うんです。
- ◆星見健蔵委員長 うん、ほんな意見として。
- ◆谷口明子委員 分かりました。意見として上げさせていただきますね。
- ◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)
- ◆星見健蔵委員長 じゃあ、以上で福祉保健委員会を終了します。大変お疲れさまでした。

午後3時35分 閉会

# 令和5年12月定例会 福祉保健委員会

(議案説明、陳情審査、その他の報告)

日 時：令和5年12月12日(火)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

## 市立病院

### 1 その他の報告

- ・鳥取市病院事業会計資本金の額の減少について

## 福祉部

### 1 議案【説明】

- ・議案第139号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】
- ・議案第141号 令和5年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第142号 令和5年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第145号 令和5年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第161号 鳥取市高齢者福祉施設の指定管理者の指定について
- ・議案第162号 鳥取市障害者福祉センターの指定管理者の指定について
- ・議案第163号 鳥取市湯谷荘の指定管理者の指定について

## 2 陳情【質疑・討論・採決】

### <陳情（新規）>

- ・ 令和5年陳情第9号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の提出をもとめる陳情

## 3 その他の報告

- ・ 鹿野町居宅介護支援事業所への行政処分について（地域福祉課指導監査室）
- ・ マイナンバー情報総点検の対応状況について（障がい福祉課、生活福祉課）
- ・ 第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について（長寿社会課）
- ・ 鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画の策定について（障がい福祉課）
- ・ 鳥取市国民健康保険「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」「第4期特定健康診査等実施計画」の策定について（保険年金課医療費適正化推進室）

## **健康こども部**（福祉部終了後）

### 1 議案【説明】

- ・ 議案第139号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第7号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第164号 鳥取市立保育所の指定管理者の指定について
- ・ 議案第165号 鳥取市立児童館の指定管理者の指定について

## 2 陳情【質疑・討論・採決】

### <陳情（新規）>

- ・令和5年陳情第10号 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書の提出を求める陳情

## 3 その他の報告

- ・鳥取市公立保育施設再配置計画の策定について（こども未来課）
- ・今夏の熱中症対策（環境省地域モデル事業を含む）の取組について（保健総務課）
- ・鳥取県東部圏域感染症予防計画（仮称）の策定について（保健医療課）

## **その他**（健康こども部終了後）

- ・令和5年度議会報告会・意見交換会の反省点について